

令和 6 年第 1 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 2 月 2 8 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 3 月 1 1 日（月）午前 9 時 3 0 分

出席議員（11 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	7 番	古 林 輝 信
8 番	中 谷 謙 一	9 番	野 坂 充
10 番	大 湊 敏 行	11 番	赤 垣 義 憲
12 番	岡 山 義 廣		

欠席議員（1 名）

6 番 戸 澤 栄

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課 長		山 田 勇 一
兼選挙管理委員会事務局長		
企 画 財 政 課 長		秋 島 祐 成
防 災 管 財 課 長		西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課 長		長 根 一 彦
税 務 課 長		高 山 幸 人

町 民 課 長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課 長	木 明 修
建 設 水 道 課 長	瀧 澤 誠
学 校 教 育 課 長	富 吉 卓 弥
兼学校給食共同調理場所長	
学 校 教 育 課 指 導 室 長	向 中 野 純 子
代 表 監 査 委 員	駒 井 広
総 務 課 長 補 佐	田 中 利 実
総 務 課 行 政 担 当	二 木 文 弥

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	玉 山 順 一
議 会 事 務 局 主 幹	濱 中 太 一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、五十嵐 勝 弘 議員
- 2、木 戸 忠 勝 議員
- 3、村 中 玲 子 議員
- 4、赤 垣 義 憲 議員
- 5、大 湊 敏 行 議員
- 6、中 谷 謙 一 議員
- 7、野 坂 充 議員

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） はい。

○9番（野坂 充君） 一般質問に入ります前に、3月1日に発生した役場庁舎の工事現場における事故及び役場庁舎の基礎工事に変更があり手直しをした件について、町側からの説明を求めます。

○議長（岡山義廣君） 9番の野坂議員から今質問が入りましたけれども、今日の一般質問の日程にございませんので、その件は避けたいと思います。9番、よろしいですか。

○9番（野坂 充君） それは、どこでやればいいですか。

○議長（岡山義廣君） 行政側と協議してから、野坂君のほうに報告したいと思います。よろしいでしょうか。

○9番（野坂 充君） 今日中ということでもいいのですか。

○議長（岡山義廣君） 改めてというか、10時半から11時の間に1回休憩取りますので、そのときに行政側と相談して、野坂君のほうに話させたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○9番（野坂 充君） はい。

○議長（岡山義廣君） では、続けます。本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（岡山義廣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は7名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しております。

それでは、一般質問に入ります。

5番、五十嵐勝弘君の登壇を許します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） おはようございます。5番、五十嵐です。質問に入る前に、本日3月11日、東日本大震災から13年を迎えます。震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている方々が一日も早く元の生活を取り戻せるよう心より願っております。

また、本年1月1日に発生した能登半島地震において犠牲になられた方々に対しましても、ご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々が一日も早く当たり前の日常に返れますよう、切

に願っております。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。私の質問は、人口減少対策についてであります。昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が地域別の将来人口推計を発表しました。この中で、青森県の2050年の人口は、2020年人口から30年で39%減の75万4,000人余りで、減少率は全国で2番目となっております。

当町の推計人口は、2020年人口1万2,374人から、20年後の2040年が35.5%減の7,986人、30年後の2050年には50.3%減の6,156人とされており、2050年の推計人口の年代別の数値はゼロ歳から14歳が72.9%減の299人、15歳から64歳が63.7%減の2,378人、65歳以上が26.2%減の3,479人と、町民の半数以上、56.5%が65歳以上となる予測となっております。この数字は、非常に衝撃的な内容であり、町の存亡に関わる重大な事態だと考えます。

このような中、県では新年度予算に若者の県内定着を促す取組や給食費などの子育て費用の無償化を促す交付金、補助金予算を計上するなどの施策を打ち出しております。また、全国の自治体においても、人口減少対策に新たな取組を始めたところもあるようです。

当町においても、人口減に歯止めをかけるような新たな施策の推進が急務であると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少対策につきましては、喫緊の課題であり、当町のみならず、国、県を挙げて早急に取り組むべきであると認識をしているところであります。

議員お示しのとおり、国立社会保障・人口問題研究所が示した当町の将来推計人口は、平成27年に公表された推計と比較し、さらに1割ほど減少が加速しており、歯止めがかかっていない状態にあります。

人口減少につきましては、自然減と社会減があり、自然減とは、死亡数が出生数を上回っている状態です。そして、社会減とは、当町など地方から都市部などへの転出が転入を上回っている、いわゆる転出超過となるものです。

続いて、当町における人口減少対策に係る施策についてご説明をいたします。町では、第2期野辺地まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各種施策を展開しております。移住、定住者を増やすための取組としては、まず空き家等バンク制度の活用です。空き家の情報提供を行い、町内への移住、定住等を促しております。また、登録された物件を購入した方に対しましては、補助金を交付しております。

次に、移住者への家賃補助ですが、若い世代の移住者に対して、条件はあるものの、一定期間家賃補助を行っております。さらに、地域おこし協力隊制度を利用しまして、引き続き定住していただくことも目指しております。

次に、子育てしやすい環境の構築についても、人口減少対策の一つとして取り組んでおりますので、その幾つかをご紹介します。まず、こそだて応援ステーションふわふわを開設し、妊娠から子育て期にわたる支援について、窓口を一元化したワンストップサービスの提供。次に、妊産婦を対象とした健康診査等に係る交通費の助成。3つ目は、町内の高校の学力向上と、母校や郷土を愛する優秀な人材を育成することを目的とした高校生向けの短期講座の実施。4つ目は、全国大会、東北大会に出場する町内の小学校、中学校、高等学校に在籍する個人、団体に対する補助金の交付などです。このほかにも、医療・福祉職の子育て移住支援金など、青森県と共同しての事業を引き続き実施していく予定です。こうした施策を展開することにより、住みやすさについても向上させ、人口の社会減及び自然減を少しでも緩やかなものにするよう取り組んでいるところであります。

次に、新たに実施する施策として、令和6年度当初予算へ計上しております空き家等バンクに登録している物件について、成約された場合、必要に応じて家財処分費の補助金を交付する制度の創設や、小学校、中学校に入学する児童生徒のご家庭への5万円給付、若い世代の新たな結婚生活を支援するための結婚新生活支援事業費補助金の交付などを考えているところです。

また一方で、今後人口減少が進んでいく中でも、町民の皆様の利便性の向上はもとより、機能的、効率的な地域づくりやまちづくりを進め、豊かなふるさとを次の世代へつないでいく取組についても今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君の再質問を許します。

5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） ただいまるご説明いただきました。ありがとうございます。ただ、町長がおっしゃる施策については、やはり他町でもやっているものとか、そういうものがほとんどであろうかと思います。

新聞報道によりますと、実際当町の人口、2040年には8,000人を切ると。また、現状当町より人口が2,000人ほど多い六戸町や六ヶ所村、ここよりも人口が少なくなるという予測が立っております。上北郡内で2番目に人口の少ない町になるというような状況です。

それで、2050年の当町の15歳から64歳の生産年齢人口は2,378人です。全体の38.6%しかいないのです。となると、実質65歳以上の高齢者を支えるのが、1人で1.6人分も支えていかなければならな

いというような状況に陥るわけです。これを根本的に打破するというのはなかなか難しいというのは私もよく分かっております、日本全体の人口が減るという状況でありますから。

その中で人口減少のスピードですか、これを緩やかにするような方策、これを立てることが大変大事になってくると思いますが、そのようなことを考える手だて等がございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 答弁。企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、人口減少問題について、大変重要な問題だと認識してございます。それを抑えるための手だてとして、町長の答弁にもございましたが、野辺地町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、これに基づいて総合的に人口減少対策に取り組んでいるところでございます。

それで新年度予算にも計上いたしましたが、総合戦略の改定と併せて、こちらもこれまでの取組を検証して見直して、まち・ひと・しごと創生総合戦略も改定して、新たな取組を目指したいと今は考えておるところです。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 5 番、五十嵐勝弘君。

○5 番（五十嵐勝弘君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定を予定していると。めどはいつ頃になりますか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 新年度から取り組みまして、6 年度、7 年度をかけて改定する予定でございます。

○議長（岡山義廣君） 5 番、五十嵐勝弘君。

○5 番（五十嵐勝弘君） 来年度までかけてということですね。根本的な問題として、町民の目に見えるような政策、これが一番大事ではないのかなと私は思います。

先日、新聞やテレビ等で報道されました三戸郡南部町、人口減少対策として、廃校となった中学校校舎や体育館を解体撤去して住宅用地に転用した上で、子育て世代の定住促進につなげる目的で、安価でその用地をそういう子育て世帯の人たちに販売し、定住促進につなげていくという事業に、新年度予算で1億8,000万円余り予算計上するという取組が報道されました。

やはり当町においても、そのような町民の方にも一目で分かるような取組が必要かと思いますが、それについてどのようにお考えですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長、どうぞ。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

町独自のインパクトのある施策ということをおっしゃっているのかなと思います。今現時点で、これというものを申し上げることはできないのですけれども、今後施策を展開していく上で財源的な裏づけも必要になろうかと思ひまして、今回子育て支援基金を創設することにいたしました。財源的な裏づけと実際の施策、これをもって今後少子化対策を展開していけるのではないかと考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君。

○5番（五十嵐勝弘君） いわゆる人口減少対策は少子化対策、子育て支援、それから高齢者の健康長寿、このような部分にもやはり手をかけていかなければならないのではないかなと思います。町民が野辺地町に住んでいてよかったなと思えるようなまちづくりを進めていくことが何よりも重要になってくるのではないかなと思います。それが人口減少の歯止めにもつながっていくのではないかなと私は考えます。

町長のマニフェストにも、少子高齢化対策、産業振興等の公約が示されております。人口減少対策に直結するものがかなり多いと思われますので、その公約に基づいて確実に施策の推進を図って、結果につながるように要望して終わります。

○議長（岡山義廣君） 5番、五十嵐勝弘君の一般質問を終わります。

次に、3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 3番、木戸です。私の一般質問は2点あります。1点目として、防災対策について、2点目として、地域おこし協力隊の現状について。

1点目の防災対策についてですが、新年早々石川県などを直撃した能登半島地震を教訓に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備える必要が重要と思います。町内に避難所が8か所しかない現状であり、インフラ設備に被害があれば救助活動が困難になると思いますが、避難所の見直しなど防災対策について町長のお考えを伺います。

2点目として、地域おこし協力隊の現状についてですが、1として、当町における地域おこし協力隊の延べ人数と任期中に途中脱退された協力隊の人数と退任理由は何か。

2として、地域おこし協力隊の理想と現実の食い違いを防ぐため、どのような対策を考えているのか。

3として、3年間の任期満了の協力隊に、当町としてどのようなサポートを考えているのか。

以上、1から3について町長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、木戸議員のご質問にお答えします。

初めに、防災対策についてのご質問ですが、当町の避難所は、屋内が中央公民館、野辺地中学校、野辺地小学校、若葉小学校、旧馬門小学校、木明地区農作業管理休養施設、有戸地区学習等教養センター、県立野辺地高等学校の8か所を、屋外が運動公園、野辺地中学校、野辺地小学校、若葉小学校、旧馬門小学校、旧木明小学校、旧有戸小学校のグラウンド、烏帽子グラウンドの8か所の計16か所を指定しておりますが、これまでは幸いなことに避難所で受入れ切れなかったことはありませんでした。

しかし、今回の能登半島地震の状況や新型コロナウイルスなどの感染症対策を考えた場合、より多くの避難所を確保しておく必要があるように感じているところであります。

町や青森県の公共施設の中から選定する数には限界がありますので、今後は関係団体や民間との連携を含めて避難所数の確保に努めていきたいと考えております。その際は、インフラに被害があった場合の避難所運営対策として、電力や水道の供給経路の異なる場所や、地理上の違いがある場所など、避難所を確保する場所についても考慮していきたいと考えております。

次に、2点目の地域おこし協力隊の現状についてお答えします。地域おこし協力隊制度は、地方において、都市地域等からの人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行っていただきながら、その定住、定着を図ることで、地域力の維持、強化を図っていく取組で、活動期間はおおむね1年以上3年以下となっております。

議員の質問の1つ目、当町における協力隊の延べ人数と任期中に途中脱退された協力隊の人数と退任理由についてですが、当町では平成26年度からの受入れを開始し、現在活動中である1名を含め、これまでに8名の隊員が着任されております。そのうち1年の任期に満たず脱退された方は1名、最大3年に満たずに脱退された方は2名で、脱退理由については家庭の事情等の自己都合によるものと伺っております。

ご質問の2つ目、地域おこし協力隊の理想と現実の食い違いを防ぐため、どのような対策を考えているかについてお答えします。隊員が途中脱退する理由は、家庭の事情等のほか、思い描いていた活動や生活と実際の内容との相違など、理由は多岐にわたるものであると思われます。

そういったミスマッチを軽減するため、令和6年度からは、地域おこし協力隊を希望する方に一定期間町に来ていただき、実際の協力隊業務に従事し、体験することにより、着任後のイメージを持っていただくことを目的とした地域おこし協力隊インターンを実施し、隊員が当町での定住、定着に向けた展望が描ける環境整備に努めていくこととしております。

ご質問の3つ目、3年間の任期満了後の協力隊員に当町としてどのようなサポートを考えているかについてお答えします。町では、任期満了後の隊員が町に定着できるよう、3年の任期中から定住に向けたサポートを行っております。また、任期2年目以降の協力隊が活用できる起業に関する補助金を設置し、隊員の活動を支援しております。

また、協力隊として就農移住をされた方へは、協力隊の任期中に認定新規就農者として認定し、協力隊の任期満了後は新規就農者として、引き続き町独自のサポートを続けてきております。

具体的には、新規就農者向けの経営支援助成金の交付、農業用機械等の導入や肥料、堆肥などの購入に係る補助率の優遇、農地の規模を拡大する際の交付金の優遇などの支援を実施しております。

さらに、青森県も、令和5年12月に青森県地域おこし協力隊ネットワークを立ち上げ、協力隊支援に取り組んでいるところでありますので、町としても関係者と協力しながら協力隊と信頼関係を築き、定住サポート体制を充実してまいりたいと考えております。

なお、地域おこし協力隊観光部門で、令和3年度から活動している横井さくら隊員ですが、本年度をもって協力隊の任期3年が満了となりますが、コロナ禍における活動に影響を受けた地域おこし協力隊の任期特例によりまして、町として、観光振興及び町のPRにおいて町内外でのイベントが中止になったこと、行動に規制があったことなどを考慮し、国からの財政措置を受け、1年間の任期延長を予定しておりますことをお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

1点目の防災対策についてですが、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を想定している中、海岸に面した県内22市町村が津波避難対策特別強化地域に指定されており、その中に当町も入っておりますが、最悪の事態を想定した場合、地区ごとの一時避難ができる場所の確保が私は必要ではないかと思います。これについて、町長どうですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

避難所については、今、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の津波の想定が野辺地町で4.5メートルと出ておりますけれども、その津波のハザードマップで浸水する区域以外の避難所を確保しますので、こちらは先ほど言った16か所は大丈夫な場所になりますので、こちらで受け入れる予定で、数は多いにこしたことはないのですけれども、今のところ不足はないと考えております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 町内に23の自治会がありますが、地区ごとの状況を一番知っているのが自治会長だと思います。自治会長と防災担当課との打合せを行って、さらにもう一回避難所の確認をしたほうがいいのかなと思います。どうですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

昨年の4月、津波のハザードマップを新しく、オレンジのですけども、こちらのほうを配布する際から、いろいろと自治会さんのほうには呼びかけしていて、実質馬門さん、八幡町さん、あと有戸さん、下袋町さん、こちらは津波の勉強会も、ちょっとうちのほうで自治会の総会などに合わせて行かせていただいて、実際の避難所がこちらです、津波の際にはお逃げくださいということで、そこで自治会長さんから、決して自分の自治会の範囲でなくても、その辺については不満などは特段今のところ伝えられておりませんので、申し添えます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今まではないのか分からないけれども、今こういう地震が起きている中、再度打合せをしたほうがいいのかと思います。どうですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 分かりました。今、能登地震のこともありますので、不安な声がありましたら、またお話を続けてまいりたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） あと、道路の陥没等で交通網の寸断も考えられますので、各避難所に最低の水、食料、毛布の準備も必要ではないかと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

今のところ、防災倉庫のほうに集中的に備蓄しているという状況にあります。ふだんから置いているのは、今馬門に一部ジェットヒーターなどを置き始めましたけれども、その場所にはないものも確かにございますので、対策を考えてまいります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 当町の水道管の耐震適合率というのは何％ですか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

当町におきましては耐震に適した管は入っておりません。ただ、今進めている工事につきましては、ダクタイル鋳鉄という耐震、地震にも強度がある部材を使って工事を進めているところであります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今回の能登半島地震で被害を受けた被災地に、県内の自治体職員の派遣に近隣町村、横浜町、東北町、七戸町は職員を派遣しましたが、残念ながら当町は派遣しなかった。職員の派遣は、職員にとっても、町にとっても、災害時の貴重な体験になると思いますが、なぜ派遣しなかったのか、お答えください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 大規模災害時に発生直後の応急措置、またその後の復旧復興を支援するために職員を短期または中長期で派遣する制度でありますけれども、このたびの能登半島地震におきましては、青森県に対して富山県の射水市のほうから短期での派遣要請がありました。青森県からは1週間程度のローテーションで、1か月間の派遣を想定しているということでありましたけれども、まずは1月14日から1月30日までの半月の間に3つの班を構成するとのことでした。職員の選定期間が短かったこともありまして、最初の3班に対する派遣はできませんでしたが、青森県では第4班として1月29日以降も派遣の可能性があるということでしたので、当町では4班以降の派遣を前提に職員の選定を行いました。1名の職員の派遣を予定しておりましたけれども、その後射水市での受入れが3班で終了となったとのことで、結果的には派遣ができなかったということになります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

以上で1点目の再質問は終わります。

次に、2点目の再質問ですが、地域おこし協力隊の現状についてであります。先ほど町長からの答弁もありましたが、実際来てもらって理想と現実の食い違い、これを防ぐ対策、着任前に思い描いていた活動内容との相違もあるかと思います。お試し地域おこし協力隊制度というのがあるのですよね。それを活用して2泊3日以上地域協力活動の体験、このプログラムを体験して、2泊3日以上だから、これは例えば1か月でも、もうちょっと長い目で体験してもらうような仕組みもつくってもらえればいいのかなと思っております。

それと、やっぱり受け入れるために空き家を改修して、地域おこし体験住宅も、これは整備が必要ではないかと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

地域おこし協力隊が本格的に着任する前にお試し期間を設けるという制度、新年度には実施する予定でございます。

それから、協力隊のための住宅、こちら私もこれは欲しいなと考えてございまして、ただまだ実際に物件とか適当なものはなかなか見つからない状態なので、継続して検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 早めに整備をお願いします。

それと、今当町で頑張ってくれている地域協力隊が今現在2名おります。こかぶ農家の横田さんと、町の食材を使って加工食品の開発をしてくれている横井さんです。こかぶ農家の横田さんは、昨年の降ひょう害により思うような収穫がなかったと思いますが、今年も負けずに頑張ってくれるものだと思っています。横田さんの最終的な目標、これはJ A ゆうき青森の広報に記載されておりましたが、一人前の農家としてほかの農家さんに認めてもらえる存在になること、そして雇用の創出に努め、一緒に働く人たちと楽しく仕事をしたいと考えています。また、町の活性化に貢献していきたいと思う。こかぶ農家の方はもとより行政、我々町民もこれは応援しなければならないと私は思っております。町長に行政として先ほどの答弁だったけれども、できるだけ支援いただくようご検討をお願いします。町長、再度申し訳ないけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

昨年地域おこし協力隊を退任して、今年から一生懸命頑張ってもらっている就農の関係ですけれども、令和5年度から7年度までかけて就農という形で支援を続けていく計画であります。そのほかにも、機械補助等も一般の方よりもかさ上げた補助率で支援のほうも実際やっておりますし、今後もあと2年、令和7年度まで、そのような制度をもって対応していければと考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） よろしくをお願いします。

それと、もう一人の横井さくらさんですが、この新聞の記事から、当町の歴史や民俗、風習に引かれ協力隊に応募したと。着任後、ホタテ、こかぶ、長芋など、おいしいものがこんなにあるものだと驚いたそうです。野村町長から、コロッケを作ってみたらと助言を受けて、長芋や米、豆乳など町内産の食材を使ったホタテ入りのコロッケとグラタンを完成させたと。これがふるさと納税の返礼品としても使われております。人に恵まれ、周りに協力してもらっていると感謝していますと。楽しい商品を生み出し、もっともっと野辺地の魅力を全国に発信したいということなので、町長、商品開発の際、これ支援していると思うのだけれども、さらなる支援をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

今活動してもらっている観光部門で来ている方なのですが、どのような支援が必要なのかということいろいろその都度協議しながら行っております。引き続き要望等を踏まえながら、可能な限り対応していければなと考えます。よろしくをお願いします。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 3 番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

4 番、村中玲子君の登壇を許します。

4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） おはようございます。4 番、村中玲子です。通告に従い質問をさせていただきます。質問事項は、災害時備蓄品の充実について、誰もが投票しやすい環境の整備についての 2 つです。

初めに、災害備蓄品の充実について質問いたします。近年地震や豪雨などの自然災害が増加しており、自然災害は突発的に起こります。事態の収束を待つ中、大人でも不自由な避難所での生活は、赤ちゃんや子供を連れてとなると非常に厳しいものになると考えられます。災害備蓄品として、乳児用備品で粉ミルクや哺乳瓶がありますが、赤ちゃんにとってはなくてはならないものであるとともに、災害時は特に水が非常に貴重であります。赤ちゃんが口に含む哺乳瓶は、ミルクを飲ませた後、洗剤で洗い、消毒をして、よく乾燥させなければなりません。災害のときには、哺乳瓶をきれいに洗う場所も、十分な水も不足することが予想されます。

そこで、災害備蓄品の一つとして、哺乳瓶用使い捨てインナーバッグという非常に便利なものがございます。これは透明の袋になっており、哺乳瓶の中にセットをして粉ミルクを調乳します。計量の要らない液体ミルクや母乳にも使えます。節水にもなり、衛生的です。さらに、使用期限がありませんので、経済的です。災害時備蓄品の一つとして検討することはできないか、お伺いいたします。

次に、当町の災害時備蓄品として、食料、飲料水、生活用品などが各施設に保管されていますが、食料品については賞味期限があると思います。食品ロスがあるとすれば、どのようなものか。そして、備蓄食料の管理についての工夫などをお示しください。

2 番目に、誰もが投票しやすい環境の整備について質問いたします。近年選挙における投票率の低下傾向が続いており、選挙離れ、政治離れが懸念されております。

誰もが投票しやすい環境整備についてであります。2023 年 1 月、総務省は、障害のある方に対する投票所での対応例について、選挙の際に障害のある方が円滑に投票することができるよう、各自治体の選挙管理委員会が取り組んでいる対応例をまとめたものがあります。その中に投票所の設備として、コミュニケーションボード及び投票支援カードの事例をホームページに掲載しています。障害のあるなしにかかわらず、初めて選挙に行く方や高齢の方、ふだん行き慣れていない雰囲気での緊張感に、誰に投票しようとしていたのか、瞬間的に忘れてしまうこともあります。コミュニケーションボードには、「投票所で困ったら当てはまるものを指さして係の人に見せてください」と書かれてあります。

当町では、いつも丁寧な対応をしていただいております、コミュニケーションボードも掲示していただいているとお聞きしておりますが、例えば投票所に入場して誰でも目につく受付のところにコミュニケーションボードを置くなど、誰もが選挙権を行使できるような環境整備が必要だと思います。投票しやすい環境を整備することで投票率が向上し、多くの町民が町政に参画することになり、このことがよりよいまちづくりに寄与していくものと思いますので、ご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、村中議員のご質問にお答えをします。

初めに、災害時備蓄品の充実についてのご質問であります。今回の能登半島地震の被災地において、断水で水不足が続く中での避難所運営の課題が浮き彫りになったところであります。

当町では、これまで哺乳瓶そのものを50個備蓄しておりましたが、ご提案のありました哺乳瓶用使い捨てインナーバッグにつきましては、私も水不足のときに大変有用なものであると認識しており、その備蓄については前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害に備えて備蓄している食料などの食品ロスについてのお尋ねであります。飲料水は、当町の備蓄しているものの多くは平成30年製造の7年保存できるもので、令和7年に消費期限に到達する見込みであり、現在2リットルのものが246本、500ミリリットルのものが864本あります。消費期限に到達した飲料水は、安全に飲むことができなくなるものの、手洗いや洗顔あるいはトイレの洗浄などに使用することができますので、期限超過である旨をマジックで表示して保管しており、ロスは生じておりません。

現在の当町の食品の備蓄数ですが、アルファ米は850食、フリーズドライのものは100食準備しており、さらに3月中に様々な種類の備蓄食料270食程度を追加購入する予定であります。

ここからは、議員からの備蓄食料の管理に係る工夫についてのお尋ねの回答にもなりますが、消費期限は製造により違いはありますが、当町ではアルファ米が5年、フリーズドライが8年のものを備蓄しており、消費期限が迫ったものは防災訓練や勉強会の際に試食体験で用いたり、学校や各種団体に配布したり、職員に味や食べやすさのアンケートをして、次回購入する備蓄食料の選定に役立てているところであり、備蓄食料を無駄にしないように工夫しております。

次の2点目のご質問は、選挙事務に関することですので、選挙管理委員会事務局長から答弁をさせます。

○議長（岡山義廣君） 選挙管理委員会事務局長、答弁。

○選挙管理委員会事務局長（山田勇一君） 2点目の誰もが投票しやすい環境の整備についてお答えします。

当町では、これまで投票所入り口へのスロープの設置や、一部ではありますが、土足のままで投票できるようにするなど、投票環境の向上に努めてまいりました。

また、各投票所においては、障害のある方やご高齢の方で支援が必要と思われる方が投票に訪れたときなどは、選挙事務に従事する職員が介添えや代理投票の有無などについて積極的に声がけさせていただいております。

加えて、昨年の統一地方選挙からは、そのような方などと意思疎通を図るためのコミュニケーションボードを各投票所に設置しているところであります。

議員ご指摘のとおり、今後このコミュニケーションボードが効果的に活用されるよう、投票所の入り口、または受付等に分かりやすいように掲示するとともに、総務省が作成した障害のある方に対する投票所での対応例を参考に、選挙事務従事者の配慮についても、なお一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の再質問を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。哺乳瓶用使い捨てインナーバッグは、防災用品として2019年3月に液体ミルクの国内販売が開始されたとき、その頃に開発されまして、2021年4月にはドラッグストアなどでも販売しており、哺乳瓶を洗わずに何度でも使える優れ物でございますので、ぜひ備蓄品の一つとしてご用意できればと思います。

当町では、災害備蓄費の中に粉ミルクがございますが、粉ミルクを溶かすには70度以上のお湯が必要となり、人肌まで冷まさなければなりません。災害直後は、こうした作業を行うのは大変難しいのではないかと思います。

また、災害の状況があって、例えば乳幼児と一緒にお母さんが避難したときに、ストレスで母乳が出なくなってしまうこともあると思います。そこで提案であります、粉ミルクと一緒に液体ミルクも災害時備蓄品の一つとしてご用意することはできないかと思います。液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯に溶かす必要もありませんし、以前に比べて賞味期限も延びて、180日間の保存が可能です。ほかの自治体では、賞味期限が近くなったものは給食などに使用していると聞いております。粉ミルクと比べると割高な価格でもありますので、災害発生時直後で水もお湯も使えない期間は液体ミルクを使用して、その後の分として粉ミルクを使用するなど使い分けすることとして、ご用意することはできないか、見解をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

これまで粉ミルクのほうをこちらで備蓄品として準備してきましたけれども、今おっしゃったと

おり保存年限もかなり改良されて延びていますので、次から購入するときには粉ミルクのほかに液体ミルクのほうも併せて準備したいと思います。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） ありがとうございます。やはり十分な備蓄は必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、能登半島地震の被災地では、今も避難生活が続いております。当町でも、こういった大規模災害が起きたときには、備蓄品の出し入れや避難された方へ備蓄品を受け渡したり、休む間もなく職員の方は動かなければならなくなると思います。中には、自ら被災しながら従事する職員の方もいて、心身ともに疲れ果ててしまうと思います。災害が起きたときには、能登半島地震の被災地でも実施している、ほかの自治体の応援職員を受け入れる体制の整備が必要になってくると思います。

先日の聞き取りの中でもありましたけれども、国では市区町村に受援計画の策定を求めています。近年の自然災害の頻発化に伴い、自治体間の支援体制は必要不可欠と思いますが、受援計画の策定について、当町のお考えをぜひお聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

ただいまご質問された受援計画、こちらのほうは青森県のほうからも策定するようにと強くお話が来ておりましたので、令和6年度の当初予算に盛るべく、秋くらいに、これは500万円から600万円ぐらいでしたけれども、予算見積りを財政のほうに出させていただいておりました。そうして準備していたところ、また年末頃になったら、何とか今年度中に策定してほしいと。これの形については業者さんに委託して、詳細でなくてもいいので、主要なところを業務継続計画、BCPの計画、こちらのほうに受援計画の重要なところを記載して、改定して、受援計画とするようにという指示がありまして、予算のほうを取下げして、今年度中に簡易なものですけれども、策定することとしております。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君。

○4 番（村中玲子君） この受援計画については、様々課題は多いと思いますけれども、計画内容などこれから決めていかれると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、誰もが投票しやすい環境の整備についての再質問でありますけれども、コミュニケーションボードを入り口の分かりやすいところに置いていただけるということで、とてもうれしく思います。

そのほかに、ほかの自治体では投票所において高齢者の方や障害のある方がサポートを受けやすくするために、投票支援カードを作成し導入する自治体が増えています。その投票支援カードなの

ですけれども、大きさはA4サイズで、カードというよりは少し大きめのシートになります。その項目には、各自治体ごとに様々であります、青森市の場合は投票用紙を代わりに書いてほしいということとか、代理投票の要望、また例としてコミュニケーションボードを使ってほしいなどがありまして、これは北海道の岩見沢市でやっている投票支援……

○議長（岡山義廣君） 村中君……。

○4番（村中玲子君） これ駄目ですね。

○議長（岡山義廣君） はい。

○4番（村中玲子君） 分かりました。そういう各自治体でやっているのですけれども、支援を希望する人は、その希望する項目に印をつけて投票所の係員に差し出せば、投票が終わるまでその係員から支援を受けられるということなのです。高齢者の方や障害のある方だけでなく、口頭で支援の要望を伝えられなかったり、周囲に聞こえてしまうのが嫌だったりする人も安心して投票できるという、そういうカードです。選挙の期日が近くなると、投票支援カードを町のホームページからダウンロードできるようにしている自治体もありますし、役場や投票所に置いている自治体もあります。コミュニケーションボードだけではなくて、投票支援カードも作成して、導入を検討してはどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山田勇一君） ただいま村中議員からご指摘のありました投票支援カードの件であります、投票所に来て事務従事員に声をかけづらいといった方もいるかと思しますので、投票に対してお手伝いが必要な方への投票支援カード導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。

あと投票所でちょっと2つ聞きたいことがあるのですけれども、投票所で、例えばメモを持って行って、それを見て書いてもいいのかというのが1つと、あと書き間違えた場合に二重線を引いて横に書いてもいいのか、それをちょっと聞かせていただきたいのですけれども、いいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山田勇一君） 投票所にメモを持って、それを見て自分で書くということは問題ないかと思います。

もう一つの投票用紙の書き損じにより、訂正した上で横に書くといったことも大丈夫であります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 分かりました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 4 番、村中玲子君の一般質問を終わります。

暫時休憩、45分までとします。

休憩（午前 1 0 時 3 1 分）

再開（午前 1 0 時 4 5 分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

11番、赤垣義憲君の登壇を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11番、赤垣義憲でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。私の質問は6つであります。

まず、1つ目です。災害時の行政対応についてお伺いいたします。防災は、平時から様々な災害を想定して生活するということから始まると思っています。町では、災害ハザードマップによる津波や水害などの被害想定や避難場所の周知、地域防災組織づくりの支援、被災時用の物資確保など、平時から災害に対する準備はしていると理解しております。

また、野辺地町には災害に関する2つの組織が存在していると認識しております。災害対策本部は災害が発生してから設置されるもので、一方野辺地町防災会議は平時において防災に関する会議を開催する組織であると認識しております。この2つの組織の役割と、この組織に議会が含まれない理由をお聞かせ願います。

災害時の初動確認や避難所開設、住民避難誘導などの訓練は、平時に行う必要があると考えます。しかしながら、発災時には町職員も被災者になり得ますし、災害の規模によっては職員数が圧倒的に不足することも考えられます。その場合には、職員のみならず、地域住民の手も借りなければならない状況に陥ることも想定しなければなりません。自然災害のみならず、地域的には原子力災害にも対応した町民ぐるみの被災時訓練の実施が必要と考えますが、これについて町の見解を伺います。

災害発生時には、障害がある人もない人も、高齢者も、幼い子供も、誰一人取り残さないインクルーシブ防災という視点が必要であると考えます。インクルーシブ防災についての認識と、福祉避難所の設置など、町の対策をお聞かせ願います。

2つ目に、行財政改革大綱についてお伺いいたします。第5次行財政改革における進捗状況や内部及び外部の評価が公開されております。この外部評価を実施する評議員は、どういう基準で人選が行われたのかを伺います。

第6次行財政改革大綱案は、平成28年度策定の第4次大綱及び令和2年度策定の第5次大綱と比較すると、随所に工夫が見られ、分かりやすくまとめられており、これまでの継承ではなく、新た

に取り組もうとするところが多く見られるなど、高く評価される場所であると思います。この第6次行財政改革大綱案については、2月13日からパブリックコメントが実施されていると承知しており、町民の皆様から多くのご意見が寄せられることを期待しているところでもあります。しかしながら、第5次大綱策定のタイミングでも、同様のパブリックコメントが実施された際には、町民からのご意見はゼロであったと伺いました。なぜご意見が寄せられなかったかについての分析、検証結果と、今後もパブリックコメントを続けられるのか、あるいは別の方法でも意見募集するお考えがあるのか伺います。

第6次行財政改革大綱の改革プランには、財政の改革として3つのプランがあるものの、担当課には企画財政課の名称がありません。企画財政課は、どのような形で行財政改革大綱策定に関わったのかお伺いいたします。

第5次行財政改革大綱では、財政の安定化において収支均衡予算編成の継続とありました。青森県では、8期連続で財政調整基金の取崩し額をゼロとする収支均衡予算を継続しております。

一方で、野辺地町の過去の5年間の当初予算においては、令和元年度3.8億円、2年度3.8億円、3年度3.6億円、4年度3.5億円、5年度3.4億円と、いずれも3億円以上の財政調整基金を繰り入れた予算編成が続き、令和6年度の予算案においても3.3億円が繰り入れられております。これは、基金を取り崩して繰入れしなければ財源が不足することを意味しており、財源不足を想定して予算を編成していると受け取れます。当初予算において、財政調整基金繰入金を計上する理由と、繰入れしなければ財政が成り立たない状況であるのかをお聞かせ願います。

ここ数年は、当初計上していた財政調整基金繰入金が年度途中で不要となり、結果的に基金の積み増しに至ったと認識しております。年度途中で財政調整基金繰入金がなくなった要因と、令和6年度にもこれと同様のことが想定されるのかをお伺いいたします。

第5次行財政改革までは、収支均衡予算編成の継続、歳出の削減というプラン目標がありました。第6次行財政改革大綱案にはありません。この2点について、目標としなかった理由をお聞かせ願います。

3つ目に、財政についてお伺いいたします。全国に目を向けると、令和3年度決算での経常収支比率が98.1%、令和4年度には98.2%となり、財政状況が深刻な状態であることから、行政からのSOSとも受け取れる財政緊急事態宣言を発し、抜本的かつ集中的な財政健全化に取り組んでいる自治体がございます。

一方、野辺地町は、令和4年度には経常収支比率が97.8%となり、この自治体とは僅かしか変わらないものの、財政緊急事態を宣言しておりません。この数字だけを見れば、野辺地町の財政も明らかに逼迫していると考えられます。財政緊急事態を宣言している自治体、そして宣言していない野辺地町とでは何がどう違うのかお伺いいたします。

野辺地町は、宣言するに値しない安定した財政状況であるのか伺います。

昨年11月に示された財政見通し以降の見通しと、財政運営の意気込みをお伺いいたします。なお、財政のことに詳しくない町民の皆様にもご理解いただけるよう、できる限り分かりやすくご説明いただきたいと思います。

野辺地町は、上北郡の中では最も厳しい財政状況にあるというのが私の見解であり、上北郡内の町村と比較するまでもなく、抜本的な対策が急務であると考えているところですが、その状況を町民の皆様にも的確に把握していただくことが必要と考えます。財政指標などを用いた上北郡内ほかの各町村と野辺地町との比較、また郡町村の平均値との比較をお示しいただき、上北郡内における野辺地町の財政状況の現状をご説明願います。

4つ目に、子供の減少を見据えた統合小学校新築事業計画についてお伺いいたします。2050年、つまり今から26年後の野辺地町に暮らすゼロから44歳の子供は299人となってしまうことが推測されており、これは年平均の出生数が20人ということになります。広報のへじを見れば、2020年からの4年間で生まれた子供は124人、これは2050年の26歳から30歳の人口であり、仮に2024年以降の出生数が30人という状況が継続すれば、2050年のゼロから30歳までの人口は800人にも届かないことになってしまいます。このことは脅威であり、この現実が確実に近づいていることに目を向けなければなりません。この現実には町はどのような対応をしていくのか。現在の対策と今後の見通しをお聞かせください。

年間の出生数が20人という時代が迫りつつあります。仮に小学校全学年が各20人となれば、全校児童数は120人、中学生も同様であれば、小中合わせても180人となります。これは50年も先の話というのではなく、たった20年先なのです。以上のことを考慮すれば、現状の統合小学校新築事業計画は、数年先の子供の数には釣り合わず、しかも結果的には財政負担をその子たちに強いることになると思うのです。さらに、これから先の財政状況を考慮すれば、当該事業計画は見直しが必須と考えます。このような状況下においても、現状のままの統合小学校新築事業計画を進めるのか。教育面での必要性、財政面での妥当性、町の将来像との整合性の3つの観点から、町の見解を求めます。

5つ目に、時代に即した子供への対応についてお伺いいたします。近年は、全国的にも不登校者数が増加傾向にあると承知しております。野辺地町での数は、町が示したものと保護者などから聞いた数字とは大きく乖離しているようです。保護者や子供の周囲の人から話を聞くと、不登校の要因は、いじめなどの対人関係によるものだけではなく別の要因もあるようで、現状の対応では子供たちをフォローし切れていないと感じています。不登校の要因をどのように把握し、現在どう対応されているのかお伺いいたします。

フリースクールの必要性和、それに対する行政支援は可能なのかをお伺いいたします。

最後は6つ目に、補助金等の効果検証についてお伺いいたします。町では、商工会、観光協会、自治会、スポーツ団体などをはじめとした様々な団体等に対し、例年あるいは必要に応じて補助金、交付金、助成金などを支出していると承知しております。補助金等がどのように使われ、その結果、どのような成果があったのかを検証し、補助金等の有用性を検討する必要があると考えますが、町の見解を求めます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えをします。

初めに、災害時の行政対応についての当町の災害対策本部と防災会議という2つの防災組織の役割と、この組織に議会が含まれない理由についてのご質問であります。1つ目の市町村災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定により設置できるものでありまして、その市町村の地域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、情報収集や災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するという役割があります。

また、災害対策本部の組織構成は、「本部長となる市町村長のほか、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する」と災害対策基本法に規定されております。これにより、当町の災害対策本部は、町長の私が本部長となり、町職員で組織しているところであります。

もう一つの市町村防災会議は、同じく災害対策基本法第16条の規定により、2つ以上の市町村が共同して設置するものも含めて、必ず置かなければならないものでありまして、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて、当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するという役割があります。

また、市町村防災会議の組織は、同法第15条の規定する都道府県防災会議の組織の例に準じることとされております。都道府県の場合の構成員は、会長の知事のほか、1号委員が当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員、2号委員が当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長、3号委員が教育委員会の教育長、4号委員が警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長、5号委員が当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者、6号委員が当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者、7号委員が当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者、8号委員が自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者となっております。

これに準じて、当町の防災会議は、会長が町長の私、1号委員が指定地方行政機関の職員である三八上北森林管理署長、2号委員が青森県の知事の部内の職員である上北地域県民局の地域整備部長及び地域健康福祉部長並びに青森県原子力センター所長、3号委員が県警の警察官である野辺地警察署長、4号委員が野辺地町長がその部内の職員のうちから指名する者である副町長、5号委員が野辺地町教育委員会教育長、6号委員が野辺地町消防団長、7号委員が北北上北広域事務組合消防本部の消防長及び野辺地消防署長、8号委員が指定公共機関または指定地方公共機関の職員である青い森鉄道株式会社野辺地駅長、東日本電信電話株式会社青森支店長、日本郵便株式会社野辺地郵便局長、9号委員が自主防災組織を構成する者または学識経験のある者である野辺地町自治会連合協議会長、野辺地町社会福祉協議会長、野辺地町赤十字奉仕団委員長、中袋町自主防災組織会長、川目自治会自主防災組織会長、野辺地町校長会代表、野辺地町障害者福祉会長で組織しているところであります。

このように、町の災害対策本部と防災会議という2つの防災組織は、災害対策基本法に沿って組織しておりますので、議会が含まれていないということになります。

ただし、防災会議につきましては、議会そのものからの任命はいたしません、自治会連合協議会長や自主防災組織を構成する者の立場から、議員を兼ねている方が任命されていることはありますので、申し添えます。

次に、自然災害のみならず、地域的には原子力災害にも対応した町民ぐるみの被災時訓練の実施についての町の見解についてであります、原子力防災訓練は毎年11月に県が主体となって実施されます。当町も県計画に沿って実施しておりますし、原子力発電所から30キロメートル以内に目ノ越地区の一部が入っていることから、地域と一体となった独自の訓練も行っております。

また、原子力関連施設に関係した市町村で会議等を行う中で、机上の模擬訓練の実施や広域避難の課題等の分析を進めるなども行っているところであります。

令和5年度は訓練のほか、六ヶ所村のオフサイトセンターでの原子力防災システムの研修や、住民避難の円滑化に向けた検証のためのシミュレーションの検討会議が野辺地町、横浜町、六ヶ所村の会場で計3回行われました。

次に、インクルーシブ防災についての認識についてであります、災害発生時に誰一人取り残さないという考え方に沿って、避難行動要支援者などの個別避難計画の作成に取り組んでおります。

計画の作成に当たり、初めに行わなければならないのが、取り残されるおそれのある方々の把握であります。町では、災害時避難行動要支援者のうち、優先度の高いものとして、停電により生命の危険がある方、これは生命維持装置などへの電力供給が途絶えた場合、生命に危険が迫るおそれのある方になりますが、この方々と、寝たきり等かつ周囲の方の支援があっても避難できない方で、洪水ハザードマップ上の0.5メートル以上の浸水想定区域に住所を有する方を選定して、計画を策定

する方針としました。

これは、昨年5月の自治会長連絡会で、自治会長の皆様に説明させていただきましたが、その内容として、令和5年度中にモデル地区を選定したいこと、そして選定したモデル地区について、1つ目に自主防災組織を強化すること、2つ目に災害時避難行動要支援者名簿の整備を支援すること、3つ目に避難行動計画策定の支援をすることをアナウンスしております。これらの支援によって、災害時避難行動要支援者名簿の整備が進められればと考えているところです。

計画の策定状況についてであります。最優先の停電により命の危険がある方については、町、消防署、電力会社、親族、地域の方が連携して対策を取るよう計画を作成しております。その他の対象者については、現在要支援者名簿の整備を進めている段階であります。

支援が必要な方を把握できた次の段階として、誰がその方を支援するかを決めて、計画書に記載しなければなりません。支援が必要なくらいの災害が起きたときは、消防署や消防団はそれぞれの本来の役割を果たさなければならないし、町も防災対策本部の中に福祉部や保健衛生部はあるものの、全体の防災対策を取らなければならない中では、個別の要支援者のもとに向かうことができない場合もあります。

そこで、自主防災組織や民生委員をはじめとした地域の方々の力が必要となるとありますが、令和2年度に調査したときの1,000人を超える要支援者に対し、1,000人以上の避難支援協力者に登録していただくことは簡単なことではないと思っております。

いずれにいたしましても、妊産婦や乳幼児、障害のある方、高齢で単独では思うような行動ができない方など、災害時に誰一人取り残さないことは大切なことですので、根気よく関係団体と連携して作成を続けていきたいと思えます。

次に、福祉避難所の設置など町の対策についてであります。当町では現在協定を結んでいる福祉避難所は6か所あります。しかし、このうち町が指定している福祉避難所は、洪水浸水想定区域以外にある1か所だけとなっております。また、その1か所の受入れ対象者は、高齢者及び妊産婦、乳幼児となっており、障害者を受け入れる場所が準備されておらず、十分な体制とは言えない状況であります。これは、町内の浸水のおそれの少ない高い場所に福祉関係施設が少ないことによるものですが、今後指定できる対象施設を増やしていくように努めてまいります。

次に、2点目の行財政改革大綱についてのご質問にお答えをします。令和2年3月に策定された第5次野辺地町行財政改革大綱は、令和2年度から令和5年度までの4年間を取組の実施期間としております。この大綱及び個別の取組計画となる改革プランの進行管理については、毎年度、担当課により進捗状況等の評価を行った後、町が委嘱した外部の委員からも評価をしていただき、評価の結果を町ホームページで公表するとともに、必要があれば改革プランの修正等を行います。

議員ご質問の町が委嘱した外部の委員の選考方法につきましては、第5次大綱の進捗評価を行う

ために規定した野辺地町行財政改革検討委員会設置要綱に基づき、町の産業、福祉、教育、金融及び自治会といった幅広い分野から、策定時の委員構成等を考慮した上で、本人及び所属する団体等の同意を得て、委員として委嘱したものであります。

続いて、パブリックコメントの件についてお答えします。この制度は、政策等の策定段階において、当該内容を事前に町民の皆様公表し、それに対して意見、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等の決定を行うものであります。寄せられた意見等については、町の考えを示した上で公表もいたします。

議員ご指摘の第5次行財政改革大綱の策定時においては、令和2年2月19日から約1か月間の期間を設けてパブリックコメントを実施し、関係資料を中央公民館と馬門公民館において縦覧に付すとともに、町ホームページ上に掲載いたしました。結果として意見等の提出はありませんでした。

考えられる要因としては、町民のパブリックコメント制度に対する認知度が十分でなかった、あるいはパブリックコメントの対象となっている政策等の内容に関して、そもそも意見がないなどといったことが挙げられます。

今後も、パブリックコメントを続けるのか、または別の方法で意見公募を行うのかのご質問ですが、先ほども申し上げましたように、この制度は政策等の策定途中で町民の皆様に内容を公表し、いただいた意見等を考慮することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としております。

また、意見等の提出に当たりましては、担当課へ直接持参していただくほか、郵送、ファクス、電子メールといった多様な手段での提出が可能となっておりますので、制度については現状どおり継続して運用してまいります。

その一方で、町民のパブリックコメントに対する認知度や関心を高めるため、制度自体の仕組みを広報に掲載するなどしながら、周知に努めたいと考えております。

続いて、第6次行財政改革大綱の策定において、企画財政課がどのような形で関わったのかのご質問ですが、庁舎内組織である行政改革推進本部の本部員に当該課長職が、同本部幹事会の幹事に当該課長補佐職が参画しております。

続いて、当初予算において財政調整基金繰入金を計上する理由と、繰入れしなければ財政が成り立たない状況であるのかというご質問についてであります。地方財政法は、まず予算の編成に関して、地方団体がその予算の編成を行うに際しては、法令の規定に従い、かつ合理的な基準により経費を算定するとともに、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の現実に応じ、その収入を算定しなければならないとしております。

当然これに従って予算編成を行っているものですが、実務上、歳出予算は通年予算でありますので、年度内に予算が不足しないよう、必要十分な額の予算配分を行います。特に近年では、物価高

騰や人件費の増加等、社会情勢を見ても急激に価格が上昇している傾向がありますので、これまで以上に余裕を持って予算を編成する必要があります。対して歳入予算については、町税や国からの交付金といった歳入予算の大宗を占めるものについては、予算よりも収入が少なかった場合に財政運営に与える影響が大きいことから、過大に見積もることなく、むしろ若干留保する程度に見積もる場合が多くございます。これらの結果、歳出予算に対して歳入予算が不足する場合があります。この不足する部分を財政調整基金の繰入れで賄うことにより、収支均衡予算を編成しております。

一方県では、議員がおっしゃるとおり、8年連続で財政調整基金の取崩しがゼロの当初予算編成を継続している状況であります。では、当町も県と同様に財政調整基金の取崩しを行わない予算編成は可能であるのかとなった場合、答えとしては可能ではあります。しかし、県等と比較すると財政規模が小さいため、各事業への経費削減の影響が大きく、削減の難しい義務的経費もあり、結果として行政サービスの低下を招く一因となりかねないものと考えております。これまでの行政サービスを維持、向上しつつ、かつ、決算では財政調整基金を取り崩さないよう収支均衡を図った予算編成を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、年度途中で財政調整基金繰入金が必要なくなった要因と、令和6年度も同様のことが想定されるのかというご質問についてであります。先ほどご説明いたしましたが、歳出予算においては、必要十分な予算を分配していることから、入札等による執行残などにより不用額が発生することが挙げられます。一方、歳入予算においては、実際に見込まれる金額よりも厳しめに見込んでいるものもございまして、予算よりも収入が増加する場合が多く、決算見込み等により財政調整基金を取り崩さなくても資金収支が黒字となる状況となっております。中でも普通交付税は、歳入予算の大部分を占めているものですが、当該年度の算定額が予算額を下回った場合、財政運営に多大な影響が見込まれることから、予算の不足する分をどう補うのかなど、県のヒアリングを受ける必要がございます。このこともあり、予算額を下回ることはないよう、予算編成段階では適切な金額を見積もっているものであります。実際に過去10年間で財政調整基金の繰入れを行ったのは2回ありますが、国庫補助金の多額返還が発生するなど、当初予算編成時には把握できなかった特殊な財政需要によるものでございます。

令和6年度も同様のことが想定されるのかというご質問についてであります。想定できない事態等が発生した場合、財政出動が必要となりますので、基金の取崩しが発生する可能性はあります。それでも、予算編成段階においては、決算時点で基金の取崩しを行わなくても済むよう事業の精査等を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、第5次行財政改革大綱の改革プランとして取組項目にあった収支均衡予算編成の継続と歳出の削減を、第6次大綱での取組項目としなかったのかのご質問であります。まず、収支均衡予算につきましては、先ほどご説明したように、財政調整基金の繰入れを含めて収入予定額と支出

予定額が同額となるよう予算を調整しております。これまで継続して財政健全化に取り組んできたこともあり、現状、収支均衡の原則は保たれているとの判断から、新たな改革プランの取組項目としなかったものであります。

また、歳出の削減につきましては、予算編成時に各課から出される経常経費等の要求額に限度額を設定するとともに、職員には優先度や重要性、効果等を十分に考慮した上で、事業の選択を意識した予算編成に努めるよう指示しております。こうしたこともあり、歳出の削減、特に経常経費の削減については、日頃から職員が取り組んでいるものでありますので、改革プランとして組み入れませんでした。取組事項にないからといって何もやらないのではなく、引き続き中長期的な財政運営計画を見据えた上で、健全な財政運営を堅持してまいります。

次に、3点目の財政についてのご質問にお答えします。まず、財政緊急事態宣言を行っている自治体と当町とでは何が違うのかであります。財政緊急事態宣言を行っている他の自治体の内情を把握することはできませんので、一般論で申し上げます。

財政緊急事態宣言を行う場合、多くは財政見通し等により、そのままの財政規模で事業を継続していった場合、経常収支比率の悪化だけではなく、将来的には基金が枯渇し、実質収支が赤字となり、健全な財政運営、住民サービスを行うことができなくなるとの見込みから、宣言を行っている自治体があるものと考えております。そして、現状を説明することで、自治体と住民が1つとなって財政健全化の取組を進めていくものであると理解をしております。

では、当町の場合はどうかと申しますと、令和5年12月の議員全員協議会の場でご説明しましたとおり、現時点での町の財政見通しでは、今後も実質収支の黒字が続き、基金残高も維持されることとお示ししました。ですので、財政緊急事態宣言を行う状況にはなく、一定程度には安定した財政状況であると判断できるものと考えております。

続いて、町の財政指標などを用いて上北郡内の各町村との比較、または郡町村の平均値との比較をお示ししていただきたいとありますが、財政状況を判断するための指標は様々ございます。個々の指標単位で比較、判断をするのは適当ではないものも多くございます。一般的に、地方公共団体はそれぞれ地理的、社会的条件が異なり、その財政運営も極めて多様であります。ですので、国では人口規模や産業構造等の類似している団体ごとに類型を設定し、同じ類型の団体ごとに比較を行うことが一般的であります。

当町においても、財政状況資料集という形で、この比較結果を町ホームページに公表しているものであります。ちなみに、上北郡内の町村で当町と同じ類型の団体はございません。上北郡内の各町村との比較は簡単ではないものと考えております。

その中で、財政状況に関する指標として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法により算定される健全化判断比率についてご説明いたします。これは、平成21年4月

に全面施行され、それまで地方財政再建促進特別措置法、いわゆる旧再建法により、赤字の地方公共団体に対する財政再建制度が設けられておりましたが、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかとなったことから、旧再建法では、事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題があったため、財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため施行されたものであります。

この健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標があり、これらには自主的な改善努力による財政健全化を目指す早期健全化基準と、国等の関与による確実な再生を行う必要がある財政再生基準が設けられております。幸い県内自治体においては、いずれの財政指標においても早期健全化基準未滿となっております。

では、当町及び郡内町村における、これらの財政指標についてであります。令和4年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計から特別会計までの赤字の大きさを自治体の財政規模に占める割合で表したものであります。当町においては9月定例会でもご説明申し上げましたとおり、赤字ではありませんでしたので、比率なしとなっております。郡内町村においても、いずれも比率なしであります。

次に、実質公債費比率は、令和4年度に町及び町が負担した一部事務組合における地方債の償還額のうち、交付税算入分や特定財源を除いた額、いわゆる単年度当たりの実質負担額が自治体の標準財政規模に占める割合を示す指標であります。当町では7.3ポイントでありました。郡内町村では最小が3.3ポイント、最大が11.7ポイント、郡内平均が7.1ポイントでありましたので、当町の場合はほぼ平均並みの比率となっております。

最後に、将来負担比率であります。自治体が抱える地方債や債務負担行為に基づく支出額、一部事務組合の償還に充てる町の負担額、退職手当支給予定額といった現在抱えている負債総額に対し、充当可能な基金や特定財源の見込額、今後地方債分として基準財政需要額に算入されるであろう見込額をそれぞれ控除した今後の実質負担額が、地方債に係る交付税算入分を除いた自治体の標準財政規模に占める割合で表した指標であります。今現在の財源で賄い切れるとの結果から、比率なしとなっております。郡内町村では、6町村が同様に比率なしとなっており、1団体は84.3ポイントとなっております。以上の比較では、野辺地町は上北郡内では平均的な財政状況にあるということになるかと思われます。

次に、4点目の子供の減少を見据えた統合小学校新築事業計画についてのご質問にお答えします。まず最初に、当町の子供の数の今後の推移についてであります。令和5年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計データでは、2050年にゼロ歳から14歳のいわゆる年少人口は299人と減少が加速していくと捉えています。

町としましても、令和2年3月に第2期野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人

口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会の維持、発展につながるよう、各種の人口減少対策に資する施策を展開してきましたが、成果に結びつくまでには相当の期間を要する状況です。これは当町だけではなく、県、そして国も同様であり、国では異次元の少子化対策を掲げて取組を強化しているところです。

町として、子供の減少を食い止めるための今後の具体的な政策についてであります。令和5年度は国の事業である出産・子育て応援交付金事業を実施いたしました。また、少子化に歯止めをかけるためには、子供の数を増加させる必要があるのは言うまでもありません。子供の数を増加させるためには、結婚への支援も必要でありますので、そのため上十三・十和田湖広域定住自立圏における第3次共生ビジョンにもあります結婚活動支援事業について、県や圏域内の市町村、関係機関と連携を図りながら、効果的な結婚活動支援に引き続き取り組んでまいります。

町単独で行う新たな施策としては、今定例会に提出しております令和6年度当初予算において、小学校、中学校に入学する児童生徒のご家庭へ5万円を給付する入学祝金事業、そして若い世代の結婚を促進、支援するための結婚新生活支援事業費補助金を計上いたしました。このほかにも、若い世代が結婚、子育てしやすいような環境を整えるための支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、子供の数に見合った学校についてご説明させていただきます。ご質問の内容は、教育面の必要性、財政面の妥当性、町の将来像との整合性の3点についてであります。まず最も重要なことは、教育面での必要性であります。

統合小学校新築事業につきましては、昨年7月に野辺地町統合小学校新築事業検討委員会を立ち上げ、統合小学校の建設に向けて基本構想の策定作業を進めているところであります。これまで9回の検討委員会を開催してきましたが、今後の児童数の減少も案件の一つとして捉え、将来的な余裕教室の転用などについても、協議、検討してきております。現在は基本構想のコンセプトをはじめ、建設予定地、建設構造計画、施設の規模や必要となる教室等について、検討委員の方々からいただいたご意見をまとめている最終段階に来ております。また、基本構想が策定された後には、広く町民のご意見をいただくため、パブリックコメントを行う予定としているところです。

まずは、野辺地町統合小学校新築事業検討委員会における基本構想の策定状況をご説明してきましたが、教育面での必要性に加え、その緊急性に関しても申し上げます。令和4年度に行った耐力度予備調査の結果、基準点を下回り、構造上危険な状態にある建物に位置づけられたことを踏まえ、教育現場において、児童の安全確保を第一に、小学校を安心、安全な教育の場へと早急に改善していく必要があると考えております。

次に、財政面の妥当性についてであります。令和6年度に実施予定の耐力度調査によって、既存校舎をこのまま利用していくのは難しいとなった場合、国から負担金が交付されることとなり、

残りの事業費に関しては、交付税措置が優遇される地方債を充てることを計画しておりますので、財政の健全性を維持していく上で、大きな影響を及ぼすことなく事業を進めることができると考えております。

次に、町の将来像との整合性ですが、町の将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」の実現のため、6つの基本目標を定めております。その中の誰もが学べる教育における施策として、安全で安心な教育環境の整備を掲げており、保護者や地域等の意見を踏まえた上で、小学校の統廃合、整備に向けた取組を進めることとしており、町の総合計画に沿って進めているところです。

5点目の時代に即した子供への対応については、後ほど教育長が答弁をいたします。

次に、6点目の補助金等の効果検証についてのご質問にお答えします。補助金等がどのように使われ、その結果、どのような成果があったのかを検証し、補助金等の有用性を検討する必要があると考えるが、町の見解を伺いたいとのご質問についてであります。成果に対する検証と有用性の評価は必要であると考えております。

では、どのように行っているかについてであります。補助金を交付するための補助要綱を策定する際の留意事項として、補助金の交付の目的、補助対象事業及び補助対象経費を規定するに当たって、公益上の必要性を十分に検討の上、客観的に公益上の必要性が明確になるように規定することとしております。その上で、どのような目的のために補助金を交付するのかを設定します。そして、その目的のため、このような事業を行いたいと交付申請され、町側で目的に沿う事業であると判断されると交付決定をいたします。その後、補助事業を行った後、実績報告が行われ、補助要綱に基づく事業として適切であるか等を精査し、認められる金額に対して補助金を交付いたします。一部のものについては概算払いを行うケースもございますが、最終的には実績報告による精査を行い、補助金の精算処理が行われます。この過程において、補助事業単位での成果に対する検証は行われておりますが、それ以外にも、毎年度、まちづくり総合計画の基本目標に対しての内部評価を行っており、補助事業の成果及び目標に対する有用性を検証しているものであります。

私からの答弁は以上でございます。

5点目の時代に即した子供への対応については、教育長が答弁いたします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（新渡幹夫君） それでは、5点目の時代に即した子供への対応について、私から答弁させていただきます。

ご質問にあります不登校の要因の把握とその対応の仕方と、フリースクールの必要性とそれに対する行政支援の可能性についてご説明いたします。

まず、その前に不登校の定義ですが、文部科学省によると、学校を連続または断続して年間30日以上登校しておらず、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しな

い、あるいはしたくてもできない状況にある者となっています。

不登校数について、町が示した数と保護者などから聞いた数字とは大きく乖離しているのご指摘がありましたが、教育委員会では文部科学省の定義に従って数字を出しております。学校を休みがちな児童生徒を含めて不登校と捉えているかもしれませんが、不登校の定義でいえば、年間30日以上登校していない子供を不登校とし、欠席が年間30日未満の子供は、現在の不登校調査では数に含まれていません。

それでは、不登校の要因について説明いたします。町内においては、4つが主な要因と捉えています。1つ目は、学校においては大きく人間関係のトラブル、授業が分からないなどが挙げられます。そのため、自己肯定感が高まるように子供たちの居場所、出番をつくるような学校づくり、学校生活の時間の大半を占める授業の充実に力を入れ、不登校の予防に努めています。

2つ目は、家庭においては、様々な意味で愛情不足が影響していると感じます。気になる家庭には、校長が直接話を聞いています。

3つ目は、社会の価値観の変化も挙げられます。保護者の中には、子供が休みたいと言えば休ませる、兄弟姉妹が休むと一緒に休みたがる等、多様な価値観が認められるようになり、欠席の理由も多様化しています。

4つ目は、コロナも大きな転換期となりました。学校を休むことへの抵抗が薄れ、5類移行以前同様、体調が悪いと大事を取って休ませる家庭も増えています。

要因は1つではなく、これらの様々な要因が複雑に絡み合っていることが多く、個々の事情によって効果的な支援も異なります。

以前は、不登校は小学校高学年頃から現れ、中学校で増加する傾向にありましたが、近年では小学校低学年から不登校が発生するようになり、小学校1年生から中学校3年生まででは、不登校の要因も様々です。校内の検討会議のみならず、必要に応じて専門家の協力も得ながら状況の把握に努めています。

不登校の要因の把握方法ですが、既に長期欠席に至っている場合でも、家庭環境が変わることにより登校状況が変わることもあり、全ての児童生徒について日頃から気になったことがあれば目を配るなど、児童生徒理解が欠かせません。教職員の積極的な研修への参加も推奨しています。

不登校への対応については、当町は中学校1校、小学校2校の規模だからこそ、気になる児童生徒については、学校、教育委員会、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町教育相談室などと連携し、多方面から速やかに学校を支援できることが強みであり、そのことが、コロナ後、不登校、不登校傾向の児童生徒数減少につながっていると考えます。

学校でも、学級復帰や学校復帰に向けて、個々の状態に寄り添って、短時間登校や教室以外の本人が安心できる場所で学習する、好きな教科や行事、係活動などだけでも参加できるよう配慮する、

登校したときに個別に勉強を教えるなど様々な工夫がされています。町教育相談室では、子供たちが再び学校や学級に戻り、学習に取り組むための基盤を整える役割を担い、電話や対面でのカウンセリングや教育相談、学校復帰支援などを行っています。

不登校は、学校に通わない、通えない子供たちが抱える重要な問題です。学校は、子供たちが学び、成長し、失敗したり悩んだりしながらも、人との関わり方を学ぶ場でもあります。不登校になると、学校や学級に通わないため、学習がさらに遅れたり、学校とのつながりを失ったような孤立を経験したりすることもあり、先が見えなくなることもあります。不登校の子供は様々な感情を抱えており、自分の気持ちを話すまで、焦らず、せかさず待つこと、押しつけの支援にならないように配慮しながら対応に努めていますが、回復に向かう場合もあれば、一進一退の状況が続く場合もあるのが実情です。少しでも子供たちの自己肯定感を高め、自信を取り戻し、心に安定と笑顔が戻ることを、保護者の不安に寄り添うことを今後も大切にしていまいります。

なお、令和4年度全国の不登校出現率は、文部科学省の公表データによると、小学校1.7%、中学校6.0%で、令和5年度も増加傾向にある中、令和5年度12月時点での町の30日以上欠席による不登校の割合は、小学校1.1%、中学校5.2%となっています。具体的な人数は、個人が特定される可能性があることから、小学校については言及しませんが、中学校については10名程度です。ただし、不登校の数値を他と比べて一喜一憂するのではなく、現在不登校や不登校傾向で悩んでいる子供たちや、その保護者のためにできることに目を向けていくことが大事だと考えています。3月末の段階では、不登校数は多少増加する傾向もありますが、コロナ5類移行後、学校や町の行事が再開し、子供たちの活躍の場が増えていることもあり、不登校や不登校傾向の児童生徒の数は減少傾向にあります。不登校が長期化すると、状況の改善が難しくなっていくこともあります。将来の社会的自立につながるよう、現在の不登校児童生徒と保護者の支援同様、未然防止にも力を入れてまいります。

不登校は、子供と家庭にとって深刻な課題であり、様々な働きかけをしても不登校に至ってしまった場合、立て直すためには支援が必要です。不登校は小中学校だけでなく、高校でも急増しており、社会全体で考えていかなければならない大きな問題です。町としましても、学校や教育委員会、相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図って対応しております。

次に、2点目のフリースクールの必要性和それに対する行政支援の可能性についてお答えいたします。コロナ禍を経て、小中高校生を対象としたオンライン学習を受けることができるフリースクールが増加しており、不登校の子供たちに対する選択肢の幅が広がっています。不登校に悩む家庭にとって選択肢の一つとなり得ることは確かですが、民間運営のため無料ではなく、入会金や月謝が保護者にとって経済的な負担となります。子供の登校渋りが始まると、その対応で仕事が制限さ

れ、収入が減る家庭もあることが知られています。そのため、全てのご家庭にとって選択肢にはならない可能性もあります。

県内には、実際に通うことができるフリースクールが近年誕生しましたが、町内でフリースクールの立ち上げを検討する方がいる場合、勉強を教えたり、子供たちの悩みに対応したりできる人材や場所、予算の確保などが必要になります。全国的には、有志で立ち上げて、経営困難に直面する事例もあり、厳しい自主財源の中、運営されているフリースクールもあります。

公的支援の必要性も言及されるようになってはいますが、現状は公的支援にない教育事業には公金を支出できないという日本国憲法第89条が足かせとなっており、なかなか進んでいないのが現状です。今後、制度が変わっていくことを期待したいと思います。

以上の理由により、フリースクールの公的資金の補助は現時点では考えておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 赤垣議員に申し上げますけれども、申合せ事項で1時間ということ、時間に限りがありますので、再質問は許可しません。

以上です。

○11番（赤垣義憲君） ご説明ありがとうございました。いろいろ答弁の中で聞いたところを参考に、検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

1時半まで休憩に入ります。

休憩（午前11時47分）

再開（午後1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 10番、大湊敏行、一般質問を始めさせていただきます。

1、当町の重要課題とまちづくり総合計画について。令和6年3月定例会初日、町長は提案理由の説明の中で令和6年度一般会計予算の編成に当たり、まちづくり総合計画の6つの基本目標を軸とし、予算の効率的な配分に努めたと述べられました。数多くの事業に予算が広く配分されております。しかしながら、新年度を迎えるに当たり、現在の重要課題とその解決に向けた取組について明確にし、町内外に強く発信していくことも必要ではないかと考えます。現在当町が抱える課題は何か。そして、最も重要視している課題は何か。その課題解決に向けたこれからの町の方向性につ

いて伺います。

青森県内全小中学校の給食費無償化と子育て支援の充実について。全国の自治体で給食費無償化が進む中で、青森県では給食費無償化を最優先とする子育て費用を無償化するための市町村交付金制度を令和6年度に創設する計画であり、既に給食費無償化を実施している市町村は、県から配られた予算を別の子育て費用の無償化に活用してもらう方針です。

青森県内では、40市町村のうち17の市町村が既に給食費無償化を実施済みであり、それら自治体は新たな子育て費用の無償化事業を表明し始めています。当町も遅れを取ることなく、子育て費用の無償化を次々と進めなくてはならないと考えます。このたびの県の方針を受け、当町の給食費無償化に対する考えと、そのほか新たに取られる子育て費用無償化事業について伺います。

人材育成・確保基本方針策定指針について。複雑多様化する行政課題に対応するため、国は新たな指針として、令和5年12月、人材育成・確保基本方針策定指針を策定し、自治体に対し、これまでの人材育成基本方針策定指針の内容に加え、人材確保、職場環境整備、デジタル人材の育成・確保についても推進するよう促しています。

当町では、新年度から組織機構の一部を見直し、総務課内に新たに情報政策担当を置くことが示されました。デジタル化の後れを取り戻す対応策であると受け止めています。さらに、現在策定中の第6次野辺地町行財政改革大綱案においても、当町では新採用職員の応募者数が減少傾向にあり、職員の確保に影響を及ぼしていると記されております。これまでに策定した人材育成基本方針の内容と改正すべき点、そして新たな方針を定めた後、今後どのような町民サービスへつなげていくお考えであるのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、大湊議員のご質問にお答えをします。

初めに、当町の重要課題とまちづくり総合計画についてのご質問であります。本定例会初日に提案理由にて申し上げましたとおり、令和6年度一般会計予算については、第6次まちづくり総合計画の基本目標に沿って、各種施策や取組を展開しております。

その中において、現在当町が抱える課題についてであります。6つの基本目標ごとに申し上げます。まず、1つ目の基本目標である支え合い切れ目のない保健福祉についてであります。この中で課題と考えていることは、人口減少社会における子育て支援であります。町民の皆様から、野辺地町は子育てがしやすい、住み続けたいと思っていただくための施策を展開していかなければならないと考えております。

実施している施策としましては、令和3年度から新生児応援特別給付金事業を展開しております。これは、出生されたお子様の保護者へ支援金を給付する事業です。また、新規事業としまして、今

定例会へ提出しております令和6年度当初予算にて、小中学校へ入学する児童生徒のご家庭へ5万円を給付する小中学校入学祝金事業を計上しております。さらに、このような事業をもって子育て世帯の負担軽減を図ることといたします。

続いて、2つ目の基本目標である工夫と連携の地域産業についてであります。この中で課題と考えていることは、農林水産業者への支援であります。当町の第1次産業の主力品は、議員ご承知のとおり、こかぶ栽培やホタテ養殖漁業でございますが、昨今の大雨や海水温の上昇といった異常気象の影響により、大きな被害を受けている現状であります。ご苦労されている農林水産業者の皆様に対しましては、国や県などと連携しつつ、これまで以上に支援を行っていく必要があると考えております。

続いて、3つ目の基本目標である誰もが学べる教育についてであります。この中で課題と考えていることは、統合小学校の新築であります。野辺地小学校及び若葉小学校は、供用開始から50年が経過しており、校舎や校舎内の設備の老朽化が著しいものとなっております。このような校舎で学び続けることは、児童の学校生活における安全面や学習環境の快適性、衛生環境等に問題があると考えておりますので、子供たちには心配せずに、より快適な環境の中で学んでいただきたいと考えております。

続いて、4つ目の基本目標である住み続けたいくなる生活環境についてであります。この中で課題と考えていることは、人口減少における社会減対策に資するための移住支援や、野辺地町のことを知っていただき、野辺地町のファンを増加させるための関係人口の増加対策であります。令和6年度は、県外での移住関連イベントへのより積極的な参加と、町の魅力を発信していただくことを主なミッションとした地域おこし協力隊の任用、野辺地町のことを好きになってもらうために令和5年度から実施している体験ツアーの拡充など、各種事業を展開し、関係人口を増加させ、さらに社会減対策の一助としていきたいと考えております。

続いて、5つ目の基本目標である活用して保全する環境についてであります。この中で課題と考えていることは、ごみの収集対策についてであります。環境問題が叫ばれている昨今でありますので、引き続きごみの減量化、分別化に取り組み、住みよい環境づくりを構築しつつ、令和6年度からはプラスチックごみの収集日を増やすことで、ごみのリサイクルの推進と処理費用の縮減にも努めてまいります。

最後に、6つ目の基本目標であるメリハリのある行財政についてであります。この中で課題と考えていることは、行財政改革の着実な推進であります。令和6年度は、新役場庁舎が完成する年でもあり、窓口の配置も変わることから、町民の皆様には混乱のない効果的な住民サービスを展開していく必要があると考えております。

また、令和6年度からは、スマート自治体や自治体DXの推進等を目的とした情報政策担当部門

を総務課に設ける予定であります。この部門を中心に、役場内のデジタル化や町民の皆様に対しての各種手続の電子化を推進してまいりたいと考えております。

あわせて、町の最上位計画である第6次まちづくり総合計画の前期計画期間が令和7年度までとなっておりますので、令和6年度から2か年かけて町の各種課題や目指すべき方向性を整理し、町の将来像である「未来につなげる幸せのまち のへじ」を目指し、各種取組を推進していきたいと考えております。

これらは町の将来像実現のために、いずれも重要な課題であります。中でも重要だと考えている課題は、子育て支援対策であります。国を挙げて少子化に取り組んでいく最中でありますので、町も子供を産み育てやすい環境を整え、人口減少に歯止めをかけるよう努力していく必要があります。

議員もご案内のことと思われませんが、令和6年度から全国初の取組として、青森県全体として学校給食費の無償化事業が展開されます。また、令和6年10月から児童手当の制度が見直される見込みであり、これにより所得制限が廃止となり、高校卒業の年まで支給され、第3子以降の児童については月額3万円が支給されることとなります。

これらの国や県の取組と連携し、さらに町独自の子育て支援対策の措置を講じることによって、より子育てがしやすい環境を整えていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の青森県内全小学校の給食費無償化と子育て支援の充実についてのご質問にお答えします。議員におかれましては、学校給食費の無償化については、青森県の政策について新聞報道等で把握されているものと思われします。

当町の給食費の無償化については、これまでも議員の皆様からご質問いただいた際は、県等の具体的な対策の内容が判明した段階で、前向きに検討したいとご説明してまいりましたが、先般県の給食費無償化に対する政策が公表されましたので、当町としてはそれに同調した形で給食費の無償化を進めていきたいと考えております。

なお、県から学校給食費無償化等の説明会を年度末に実施する旨の通知がありましたので、その詳細について確認してからとなりますが、給食費無償化の実施に向けて、条例改正及び予算補正を進めていきたいと考えております。

次に、新たに取り組まれる子育て費用無償化事業につきましては、当町では令和6年度から新たに小中学校への入学祝金給付事業を開始する予定としており、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、国や県においても子育て支援策の拡充を推し進めておりますので、当町もこれに歩調を合わせて子育て支援策を推進するとともに、今後もさらに充実すべく検討を重ねてまいりたいと考え

ております。

次に、3点目の人材育成・確保基本方針策定指針についてのご質問にお答えします。平成9年に、総務省から地方公共団体に対し、職員の人材育成を推進するための基本方針を策定するよう要請があり、当町では、これまで数次にわたって策定してまいりました行財政改革大綱に基づく人材育成の取組をこの基本方針として捉え、職員の能力開発等に努めてきたところであります。

具体的には、全国規模の研修機関への派遣や、課長職、課長補佐職が講師となって実施する新採用者研修などによる研修機会の確保のほか、人事評価制度の導入及び評価結果のフィードバックによる職員の意識改革などに取り組んでまいりました。

昨年12月に総務省では、社会情勢等の変化による人材確保への影響や、デジタル化による職員に求められる能力の変化などを踏まえ、地方公共団体における人材育成基本方針に関する指針を全面的に改正いたしました。これにより、人材育成のみならず、議員ご指摘のとおり、人材の確保と職場環境の整備にも留意すべきとの考えが示され、特にDX推進に伴うデジタル人材の育成・確保については、一層の取組強化を図ることとされました。

町といたしましては、これまで行財政改革での取組を人材育成の方針としておりましたが、このたびの国の指針の改正を受け、改めて当該指針に基づいた人材育成・確保基本方針を策定することといたします。その基本方針に基づき、計画的な人材の育成、確保や働き方改革などの取組を具体化していくことで、職員のパフォーマンス向上を図り、少子高齢化、デジタル社会の進展等により、ますます複雑多様化する行政ニーズに対して的確に対応できる組織を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、1つ目の当町の重要課題、まちづくり総合計画についてであります。町長答弁の中で一番の最重要課題、子育て支援対策であるという答弁をいただきました。私も同じ思いです。

この子育て支援対策、次の質問のほうに絡んでくると思うのですが、子育てする前に、結婚することがまず大事だと私は思っておりまして、青森県では今ホームページ上でもありますけれども、あおもりマッチングシステム「A I（あい）であう」という事業を展開しております。通称あおサポというものですけれども、こちらのホームページを見ますと、令和6年2月1日現在で交際の成立が300組できましたということでホームページ上にありました。

野辺地町には県のマッチングシステムの登録状況などの情報は、県から教えてもらっているのでしょうか、質問いたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

あおもり出会いサポートセンター、通称あおサポと呼んでいますが、こちらで令和4年10月から議員おっしゃっているマッチングシステムの運用を開始いたしました。開始するに当たって、県だけでなく市町村にも共同運営に参加しないかというお話がございまして、野辺地町も共同運営に参加してございます。運用結果につきましても、逐次報告をいただいております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 現在の野辺地町民の登録者数は何名でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 2月末現在になりますけれども、全体の会員数が800名ほどございまして、そのうち野辺地町の方は10名でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 10名というのは、もう少し町を挙げて、こういうものを県と共同運用ということなので、町としても積極的に町民に情報発信していただきたいと思います。

この利用登録料を見ますと、2年間で1万円という登録料が青森県内で明示されておりますけれども、七戸町、深浦町、平川市なんかは、この登録料の助成をしております。それから、津軽南地区農業委員会連絡協議会、こちらも独自で補助をしているという現状なのですが、野辺地町もマッチング状況、婚活支援ということで、この利用登録料を補助してはいかがと思いますが、ちょっと見解をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

このマッチングシステムに登録するのに登録料、個人負担いただいているわけですが、これはまず通常のところ1万2,000円となるのですが、野辺地町は共同運営に参加していますので、1万円ということになっています。その分、負担金を支払いしているということです。

さらに独自に助成してはどうかということですね。お若い方にとっては1万円といえども、手輕ではない金額の方もいらっしゃるかと思います。ただ、これはデメリットもございまして、むやみに無料にいたしますと、ほかの目的で加入される方とか、冷やかしかもある場合も考えられますので、助成することも一つの有効な手段だと思いますけれども、ではどのように助成するかというのは慎重に検討していきたいなと思ってございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 登録から利用までの説明もパンフレットにありまして、この中で入会の申込みをした後、本人確認と面談をしっかりと行うということも書かれております。ですので、ただい

ま回答されたデメリットなんか、もう少ししっかりと面談を行うことで、そういうデメリットも解消されるのではないかなとは思いますが、町として積極的に支援をするのだと、独身の男女が幸せな結婚ができるように、それから子育てにつながるようにという流れを野辺地町も積極的に発信していただきたいと思いますので、前向きなご検討をお願いいたします。

それから、まちづくり総合計画についてなのですが、今6つの基本目標に沿って事業を進めてきておりますが、国もこども家庭庁とかがつくられて、6つの基本目標の中に子ども・子育てというものを何か別につくことも大事なのではないかと。こどもまんなか社会をつくるのだという国の動きもありますので、後期の総合計画に関して6つの基本目標を少し変更して、子ども・子育て支援、子ども・子育てという政策、こちらのほうも積極的に町として進めていくのだというメッセージをこの後期の目標に掲げてはどうかと思いますが、その点に関して見解をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） お答えいたします。

後期計画は、これから見直しを進めてまいるわけですが、見直しの結果、おっしゃったようなものを加えるのが望ましいという結論になれば、そのように見直されることになるかと思えます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ぜひ積極的にはご検討いただきたいと思います。野辺地町としても、国や県と歩調を合わせて人口減少対策に本気で取り組むという姿勢を見せるべきだと思っております。

2つ目の質問に移ります。まず、給食費無償化ですが、答弁の中で10月から無償化をする方向であると受け止めたのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 県のほうからは、10月分からということで通知が届いております。詳しくは、下旬に説明会が開催されますので、その際に詳細を受ける形になります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 最近新聞報道でも、この交付金の額が市町村ごとに発表されておりましたけれども、その中で新聞記事を見ますと県からの交付金は半年で1,600万円ほどということが書いてありまして、令和6年度の予算案でいくと給食費の個人負担は3,700万円だから、半分で割ると1,850万円。そうすると、その交付金でこれは全て無償化を間に合わせるということは現状難しいという状況でしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 小学校児童280円、中学校生徒300円で計算していきますと、対象とする給食費の納入分というのは3,154万5,000円になります。そのほか準要保護の方々に町で補助

している部分というのが560万円ほどあるのですが、この準要保護の分が今県のほうと、どういうふうな対応になるのかまだ未定です。

3,700万円については、小学校、中学校の先生であるとか、給食の調理員の方々の部分も入っていますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、以前の一般質問の中で、現在町が独自で負担している額が年間780万円ということをお知らせいただいたのですが、これに関しては10月から無償化した場合、この半分は今のところ不用額となるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（富吉卓弥君） 町負担分というのは、今実際に物価高騰に伴って1割ほど値上げした分、30円相当分を令和5年度に補正で上げていただいていたいました。それ以前に1食当たり10円を町のほうで補助していましたので、合計40円ほど補助している状態です。実際に現状の物価高騰に見合せた給食費の単価をこれから決めていく形になりますので、丸々これが不要になるとか、そういうことでもないということをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 分かりました。もし不要となる額がある程度ありましたら、ぜひ10月からと言わずに9月からでも無償化していただきたいなという私の要望であります。

それから2つ目、その他の子育て費用無償化事業、ちょっと今の野辺地町の現状を見ますと、まず保育料、これが令和6年度の予算で保護者負担1,320万円とあります。これは最も大きな負担は、ゼロから2歳の第1子分の保育料と考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） ご質問にお答えいたします。

保育料につきましては、ゼロから2歳児は保護者からいただいておりますが、3歳以上は無料となっております。ですので、この1,320万円については、そのとおりゼロから2歳児の保育料となっております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 分かりました。

それから、すこやか医療費のほうは現在所得制限がありますけれども、これを万が一、所得制限を撤廃した場合に、町の負担はどのぐらいになると試算されておりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

すこやか医療費につきましては、所得制限を撤廃した場合、年間で約200万円余り増える見込みと

なっております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 次は、子ども医療費です。今現在は中学校卒業までですけれども、これも所得制限があります。これを撤廃した場合、町の負担は幾らと試算されていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

中学校までの所得制限撤廃でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○町民課長（上野義孝君） 中学校まで所得制限を撤廃した場合は750万円余り増える見込みとなっております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、今こども家庭庁のホームページには対象年齢が全国の市町村別で表示されております。見るができます。全国の市区町村における実施状況を見ますと、18歳年度末が通院、入院とも7割ぐらいが18歳年度末まで子ども医療費を無償としておりまして、15歳年度末になりますと大体3割弱ぐらいになります。青森県内で見ますと、18歳年度末のほうが6割ちょっとです。15歳年度末になると4割弱ということになりますが、先日も八戸市で通院、15歳年度末を18歳年度末に引き上げますという報道もありました。野辺地町は現在15歳年度末、中学校卒業までですけれども、それを18歳までにした場合、追加となる町負担の見込みを教えてください。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（上野義孝君） お答えいたします。

先ほど中学校までお知らせしましたが、高校生まで年齢を拡大した場合、年間650万円余りで、合わせますと約1,400万円余り負担が増える見込みとなっております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町長の答弁で、今年度は入学の祝金をやりますということを答弁いただきましたけれども、医療費、子ども医療費、すこやか医療費、所得制限を撤廃したり、子ども医療費に関しては高校卒業まで、保育料に関してもできればゼロから2歳の第1子の方の世帯にも保育料無料、そういうことも子育て費用無償化事業として、町として取り組むのだということが、やはり早急の一つずつ手を打っていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。今の現状、見込額等も考慮しながら、まず何を進めて、無償化事業を進めていきたいか、そういうものがありましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） このたび県のほうから、小学校、中学校の給食費の無償化ということが子育て支援の第1弾として示されました。県及び宮下知事の意向としては、これが第一歩であって、今後段階的、連鎖的に子育て費用の無償化をするという方針が示されましたので、町としても県と歩調を合わせた形で、まず来年度の途中から小中の給食費を無償化して、その次の段階として、先ほどの保育料とか、あるいは医療費等についても段階的に無償化に向けて検討していきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 青森県知事は、子育て日本一の青森県を目指したい。青森県は子育て世代を全県を挙げて応援するというメッセージを出しました。先ほど副町長からの答弁もいただきましたように、野辺地町も県と同調して、しっかりと子育て支援政策を進めていっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

3つ目の質問に入ります。まず、新たに出されました国の人材育成・確保基本方針策定指針についてであります。この中の人材確保のところでは私は幾つか質問したいのですが、まず多様な試験方式の工夫ということで、これは黒石市の事例なのですけれども、民間が提供している採用テストであるSPIという方式で試験を実施しております。この方式を導入したことによって、よい人材が入ってくれたねという声を現場からもらうようになった。早期の退職者が発生していない状況ですというような黒石市からの報告もあります。野辺地町としても倣いまして、このような方式を例えば採用して人材の確保に努めるというお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 議員ご提案のSPI試験、これは教養試験だけでは分からない受験者の適性とか性格などを見極める上で参考となるための検査のことかと思っておりますけれども、当町の採用試験では、既に教養試験などの実施に併せて性格特性とか職場適応性、そういった検査を取り入れております。それらの結果を参考にして、選考時の審査における判断材料の一つとしております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それから、人材確保のところ、公務の魅力の発信をぜひやりなさいということで国の指針はあります。野辺地町も広報等を通じまして、野辺地町職員として働くことの魅力を広く情報発信すべきと考えますが、この点に関していかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 現在、職員採用試験の募集段階におきまして、町内の2つの高校、また大卒程度試験であれば関係する大学等に案内をして、募集について配慮いただくようお願いはしております。職員が直接出向いて募集に関してアピールするということもあることは耳にはしておりますけれども、今後そういったものの必要性が高まりましたら、実施することも検討したいと思

います。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほど紹介した黒石市は、積極的に職員がスカウトに行っているそうです。高校とか大学とか……高校です。野辺地町は案内文だけではなくて、しっかりと若手職員がそこに外向いて、野辺地町役場はこういう仕事だよということを積極的に発信することによって、野辺地町で働きたいという若手の方も増えるのではないかと思いますので、文書だけではなく、実際に働いている若手職員の方が積極的にスカウトに行ける、そんな環境をつくっていただきたいと思います。

それから、職場環境整備についてちょっとお聞きしたいのですが、メンタル不調による休職が増えているということで国の指針にも書いてありますが、野辺地町の現状はどのようなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 現在メンタルに不調を来して休職なり休暇取得している職員は数名おります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） その方に対するフォローはどうされていますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 定期的に医師の診断書等を提出いただいて、状況の把握に努めております。必要があれば面談等を行い、また産業医とも面談していただきながら、職場への復帰に向けて調整等を行っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 不調を訴えられた方に、しっかりと支援してほしいと思います。

それから、そういう新たにメンタルヘルスの不調による休職者が生じないように、積極的に対策に取り組んでいただきたいです。

3つ目、デジタル人材育成・確保についてです。令和2年の12月に策定されました自治体DX推進計画を受け、デジタル人材の育成・確保に係る方針を現在もう策定されておりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） デジタル人材育成計画については、現在は策定しておりません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それでは、今回の人材育成・確保基本方針策定指針を受けまして、答弁の中で策定を進めるということを答弁いただきました。目標としまして、いつまでにこれを策定し、公表する、しない、どういうお考えであるか伺います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） この4月から総務課内に設置する情報政策担当により、まず検討して、

そういった計画のほうの策定を進めてまいります。4月からになりますので、明確な時期はまだ分かりませんが、なるべく早めには策定して計画のほうを実行に向けていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町民サービスに関しまして、他の自治体では書かない窓口、キャッシュレス決済、オンラインの申請や納税、証明書のコンビニ交付、それからデジタル広報、これらを進めている自治体がどんどん出てきております。それらの自治体は、ほぼデジ田交付金を活用してこういう事業されていると私は思っていますが、これまで話しました人材育成・確保基本方針策定指針、これをつくった後、これらの町民サービスを早く手がけなければいけないと思っておりますので、できるだけ基本方針のほうは早くつくっていただいて、実際の町民サービスが充実するように、他の自治体に遅れることなく町民サービスを充実させていただくよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

健康維持のため10分休憩します。

休憩（午後 2時16分）

再開（午後 2時29分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

8番、中谷謙一君の登壇を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷です。一般質問させていただきます。

国設野辺地まかどスキー場の再開を断念し、公約を果たせない現状をどのように考えているかを伺います。

もう一つは、国設野辺地まかどスキー場の再開のために、今後再検討をどう進めていく考えか伺います。

選挙公約から僅か4か月ほどで国設野辺地まかどスキー場の再開を断念ということで、早くも公約を破ってしまいました。町民からは失望の声が上がっています。再開実現の可能性を検討した上での公約だったと考えますが、果たせなかったことへの責任をどんな形で取るのかを伺います。

現時点でスキー場再開案がないという残念な現状ですが、再検討の余地はまだまだ残っていると考えます。再開に向けての今後の対策を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、中谷議員のご質問にお答えします。

初めに、スキー場の再開を断念し、公約を果たせない現状をどのように考えているのかというご質問でございますが、スキー場の復旧、再開につきましては、町長2期目に向けて取り組むべき課題の一つに掲げてまいりました。選挙前、そして再選後においても、何とかして復活、存続させていきたいという強い気持ちを持っていることを議会等で何度かお話をさせていただいたところであります。

これまでの経過については、既にご報告しているとおりであります。その概要を改めてご説明いたしますと、昨年12月21日に開催しました全員協議会において、再開方法と、それに係る経費として、町が5年間で4億円を超える負担をしてでも復活させたいという案をお示したところです。その後、議員の皆様方からいただいたご意見を踏まえ、再度十鉄との協議を重ねてまいりました。その結果、十鉄から、今後の運営に係る人材を確保できるか分からない状況において、町に対して財政支援等で迷惑をかけるような回答はできないとの考え方が示されたものであります。

スキー場の再開には、スキー場の施設所有者であり、かつ運営のノウハウを持っている十鉄に主体的に関わってもらうことが不可欠であります。町の財政支援を受けて復旧、運営する考えがないことが示されたこと、また折しも今シーズンは暖冬少雪の影響から、県内でも多くのスキー場が運営に苦慮している状況にある中で、スキー場に多額の経費を投じることに懸念する声も多く聞こえてまいりました。

そして、先月2月14日に開催しました全員協議会で、私の思いを含めながら、町として十和田観光電鉄株式会社との間での再開は困難である旨のお話をさせていただいたところであり、その後、野辺地スキークラブや、土地を所有、管理する三八上北森林管理署に対しても、その旨をお伝えしているところであります。

次に、2点目の国設野辺地まかどスキー場の再開のために今後再検討をどう進めていくかについてお答えします。今後についても、全員協議会で説明したとおり、ほかにスキー場の再開、運営に関心を持つ事業者がないか等、十鉄とともに情報を収集、共有していくこととしております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 中谷謙一君の再質問を許します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ご答弁ありがとうございました。

1つ目の質問は、スキー場再開の質問ではないのです。町長の公約違反に関して、どのような責任を取るかという質問なのです。それについてお答えください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 選挙期間中に配ったビラからお話しされていると、それでよろしゅうございますか。その中において、再開に着手するという話をさせていただいていると思いますので、こ

れまでどのような被害があったかについての被害状況を確認するということの着手はさせていただきました。その後に判断をしたということでございます。

○議長（岡山義廣君） 8 番、中谷謙一君。

○8 番（中谷謙一君） 再開に関して前向きなご意見、何回か私もスキー場再開に関しての質問させていただいたときに、その後も町長は前向きなご意見をお話くださいまして、大変期待しておりました。ですから、その選挙公約から派生して、町民は町としてはぜひとも再開しようという動きで今まで活動しているのだと、そういう期待が大きく膨らんでいたと思うのです。それをたった4か月で、こうして無理でしたと。その期待に応えられなかったということに関して、町長は何とも思わないのですか。その辺を1つ目の質問で伺いたいです。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

被害を受けて以来、ずっと強い気持ちで再開させようという気持ちで何度もお話をさせていただきました。その間において、もちろん十和田観光電鉄との話合いの中で、これはできるという感触があって、私は随分とお話をさせていただきましたが、このたびのあちら様の判断がそういうことになったということは、大変残念なことになりました。そういうことでございます。

○議長（岡山義廣君） 8 番、中谷謙一君。

○8 番（中谷謙一君） この質問要旨のほうにも書かせていただいたのですが、再開が実現できるというある程度の裏づけ、確証があつての公約だったと私は思っているし、町民もそのように思っていると思うのです。その辺でそれが実現できなかったことに対して、町長はどういうふうに感じるのかということを伺いたい。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

再度の答弁になりますけれども、これは先様があることでございますので、私が一生懸命4億円準備しました、5億円準備しましたと言っても、あちらがびくとも動かなくなったということでございまして、私としても大変残念なことだと思っております。

○議長（岡山義廣君） 8 番、中谷謙一君。

○8 番（中谷謙一君） 周りの人に責任を転嫁しないで、自分の責任を感じて、町民におわびをするなり、何かにか形をつくるべきではないですか。今回の広報にも町長コラムというのが載っていますが、これはチラシに載っているのをそのままただ載せただけではないですか。こういう紙面を無駄遣いするよりは、ここに公約をしましたけれども、どうしてもできませんでした。申し訳ありませんの一言でも書いたほうがよかったのではないですか。その辺どう思いますか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 無駄遣いと言われたことは、やはり大変どうかと思うのですけれども、私の思いを載せてございます。チラシと同じだと言っていますけれども、それは私の思い全てでございまして、重複になったということはあると思いますが、ただ相手のあることでございます。大変長い間、時間かかって、今議員はたった4か月とおっしゃいましたが、そんなので済んでおりません。ずっと長い間、お話をさせていただいた上で出た結果でございますので、私としては大変残念だと思っております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） どうしても責任を取れない、責任を感じていないというような答弁なので、もう次に行きます。

続きまして、同じくスキー場の再開に関してですけれども、今まで町長が1期目のときに50年に1度という好条件の体育館建設を取りやめましたよね。それによって、ハンドボールのまち野辺地で、ろくな試合ができないような状態になった。今度はスキー発祥の地、野辺地にスキー場がなくなる。これは本当に町として恥ずかしいことだと私は思います。そのままの状態で開催するのではなくても、町長が得意な、大好きな言葉、コンパクト、このコンパクトなスキー場として再開するとか、いろんなやり方があるのではないかなと思うのですが、その辺は本当に細かく検討されての決断だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

様々な点から十鉄さんも含めながら検討に検討を重ね、そして全員協議会でご説明申し上げ、また持ち帰って十鉄さんと検討を重ねた結果、あのような結果となっておりますことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 十鉄さんからは、再開のプラン、案というものは提示されなかったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

十鉄さんのほうからは、希望は譲渡、それから賃貸で何とかやっていただければなという話を受けました。それも加味しながら検討を重ねてきた結果、今のような形になっております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 今譲渡というお話が出ました。これは建物、リフト、その施設全般を町のほうに譲渡するということでよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

町というよりは、スキー場を残すための一つの案として町以外でも、第三者でも譲渡、賃貸ということで示された中で、町も含まれているということでご理解いただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） このお知らせの中にありますが、十鉄さんのほうからは被災した当初から廃業という選択肢しかなかったという言葉と、スキー場を再開したいという気持ちは町と同じであったという別々な180度違うような見解が2つ載っていますが、これはどういうふうに解釈したらいいのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、十鉄さんからは、最初は再開は困難であるというお話から入っております。しかし、十鉄さんもスキー場は残していきたいという気持ちがあったということで、そのような言葉になっております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） その下の行に、町側が主体となって運営できないかと示してきたとありますが、これは町のほうで主体になって運営してもらいたいという十鉄さんの気持ちではないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

譲渡、賃貸を含めて考えていただけないかということで、先ほど話したとおりの中で町も様々な視点から考えて、今のよう結果となっております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 町が主体となった場合にどの程度の経費がかかって、どのような運営の仕方、そういうのは試算したのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

試算しております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それが全協にも報告がないというのはどういうことでしょうか。必要がないと考えたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 全協の際、たしか私か担当課長からお話ししたのですけれども、仮に譲渡を受けると、最後スキー場をやめるときに原状復帰ということが必要になる、それに約1億4,000万円ほどかかりますと。よって、それも含めると、例えば4億円ちょっと5年間かかった上に、さらにその後1億4,000万円の負債を負うことになりますよというお話はさせていただきました。

あと譲渡を受けますと、その後、仮に町が譲渡を受けた場合、町が責任を持って運営していかなければいけないのですけれども、町にはスキー運営のノウハウはございません。結局十鉄さんをお願いするしか現状なくなるわけですが、一旦譲渡を受けてしまえば十鉄さんも一民間企業ですので、経営が厳しくなったりすると、なかなか最後の最後まで携わるということが可能かどうかとなると、必ずしもそうでない場合も生じる。そういうリスクも負うということも考えて、少なくとも町が譲渡を受けるということは、町として選択肢にはないなという議論も中には、途中経過にはございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） いろんな方法があると思うのですけれども、一つの方法として町が譲渡を一旦受けて、あと指定管理の業者を探すとか、そういった方法も考えられるのではないかと思います。そういうのをいろいろ考えた上での結論を出すべきだったのではないかと思います。その辺はどうなのですか。全協とかに話を出して議員の意見を聞くとか、そういったことをしようとは思わなかったのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

指定管理者制度導入につきましても、検討いたしました。庁議の中でもいろいろと意見をいただきながら、様々な案を持って1個1個できるかできないか、経費かかるかとか、その予算面、財政面も含めて検討した中で出していった中で、12月21日に全協で案を示させていただきました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 指定管理というのをお話しさせていただいたのですが、実際七戸とかは指定管理やっていますよね。たしか何か所か指定管理でスキー場を運営しているところがあるのです。実際、その辺からの情報とか取り寄せたりして検討されたのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

七戸町のほうにも出向きましたし、他のやり方、別なスキー場に関しない指定管理のほうにも訪問しまして、どのようなやり方があるかというのも勉強しながら、何かしらの方法はないかということで検討は重ねてきました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） このチラシにある、それこそ経費試算の概要というものがありますが、これは十鉄さんも一緒になっての試算を出したということですか。それとも、町だけの独自で出した試算なのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

十鉄さんからいただいたもの、リフト会社の協力をいただいたものもありますし、町独自のやつは、閉鎖時のものだけは町独自で試算させていただきましたけれども、あとは皆さんの協力をいただきながらやっております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 新庁舎建設と同じように、スキー場の整備の費用というのも、刻々と材料が値上がりしている状態なのです。ですから、できれば早めに再開ということで、どういうふうにすればよいかということで考えていただければなと思っの質問をさせていただいています。

そして、まず大前提として、再開するにはどうしたらいいかということで、もう一度検討してみようというお考えはないでしょうか。どうすれば再開できるか、逆にそういう視点から再検討してみようとは思いませんか。お考えはありませんか。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 最も現実的な再開方法として、十鉄さんと一緒にやるというのが現実問題可能なことだと思って、これまで進めてまいりました。その十鉄さんのほうで、なかなか厳しいということでしたので、十鉄さんと一緒に再開することは困難だという結論に至っております。そうすると、残された道は何かとなると、ほかに再開に向けて手を挙げる事業者さんがいないかを募る、あるいはそれに係る情報を収集するということだと思っておりますので、そういう方法を引き続き行ってまいりたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 引き継ぐ業者を探すとかいうことから考えると、これは一般の民間業者に対してそこまで町でやってもいいのかという、そういう意見も出るような気がしますが、その辺は問題ないのですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） スキー場の土地は国でして、スキー場そのものは十鉄さん、町は一切所有権も何もない中で、スキー場を再開する事業者はありませんかというのを町が主体で町が勝手にやることはもちろんできません。ですので、これから十鉄さんとまたいろんな形でお会いし、いろいろ検討することが多々ありますので、その際十鉄さん独自にも事業者さんを探しておるようで

すので、そこで町が関与できる部分があれば町も側面支援というか、一緒になって事業者探しのほうにお手伝い等していきたいと思っていました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） では、町も本腰を入れて業者を探していただくということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） ですので、十鉄さんの持ち物ですので、十鉄さんと一緒になってという形にはなってくると思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 業者を探すほかに、これに書いてあるように、そのほかにどのような調査とか、情報収集をこれから行っていこうと考えているのか。また、そのめどといいますか、いつぐらいまでに結果を出したいなと町のほうでは考えているのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 次に再開したいという事業者が現れる可能性というのは、決して高くないと思っております。そういう中で、いつまでにとかというのはなかなかお答えできない部分があると思います。そういう事業者さんが現れないか、粘り強く十鉄さんと一緒に探していきたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） できるだけ早く業者さんを見つけるというのが一番重要だということなのですが、その間だけでも町で運営するようなことを考えてもいいのではないかなと思うのです。そして、メンバーとしては、十鉄さんが今まで培ってきたノウハウを持っている従業員の方にスキー場に出向いてもらう。今実際に野辺地まかどスキー場で仕事をしている人が焼山とか、平内の夜越山とか、そういうふうに分けられてスキー場の仕事をしているわけなのです。そういう方々に来ていただければ、ある程度のノウハウを持った、そしてリフトの資格を持った方もすぐ来ていただける。そういった形で運営を始めながら業者さんを探すというような方法も一つの方法だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） その間といいますか、再開するには全協の資料でお示ししたとおり、第2リフトまでだとしても4億円以上かかりますということでの再開案をお示ししたつもりでございます。それができなくなったということでございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 経費の試算というのは、この金額は最少の金額ですか。最大で見たときの

金額がこれなのですか。それとも、ぎりぎり削るところを削っての金額なのですか。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 工事費等については崩落した箇所の工事費、あるいは倒壊したリフトを建てる分は調査会社をお願いして積算した数値でございます。老朽化した施設の更新費については、十鉄さんから見積書をもって書いた額であります。最大か最低かといえば、おおよそこんな額だろうという概算額でございます。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 一つの再開の方法としての試算だと思いますが、このほかにリフトの支柱の位置を変えて、スキーのコースをちょっと変えて、それだけで工事費が少し浮く、そのような方法もないわけではないとお話を聞いています。ですから、もう少しお金をかけないで再開する方法というのを模索していただきたいと思います。まず考えていただきたいのは、スキー場を再開するにはどうしたらいいか。これから考えをスタートさせて、ぜひとも再開にこぎ着けていただきたいと私は思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

9番、野坂 充君の登壇を許します。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） それでは、一般質問させていただきます。

私の質問は1点、町民アンケート調査の実施について。特例に関する条例により削減されている町長、副町長の給料及び議長、副議長、議員の報酬を元に戻すために特例条例を廃止し、給料及び議員報酬を新たに定める条例が提案されております。

削減されている給料及び議員報酬を元に戻すことについては、町長の公約にあった町民の声を広く聞いて町民ファーストの政治を目指すという姿勢とはかけ離れていると感ずるところであり、疑問が残ります。この議案を上程する前に、町民アンケート調査を実施すべきと考えます。

これと同様に、新統合小学校建設事業についても町民アンケートを実施し、町民の声を聞くべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 議員のご質問にお答えをします。

初めに、町の議会議員及び特別職に支給される特別職報酬等を改定する理由について申し上げたいと存じます。現在、教育長を除く特別職報酬等については、特例条例でもって減額措置を講じておりますが、この特例条例を設けてから既に20年以上が経過しております。

当時は、町の一般会計においてマイナス決算を出すといった危機的財政状況だったこともあり、

財政再建のためという大義名分があって特例条例を制定したものであります。しかしながら、適用期限を規定していなかったために、所期の目的が達成された後も、大義のないまま減額措置が続いている状況となっております。このようなことから、特例条例についてはここで区切りをつけ、議員及び特別職それぞれの職務と責任に見合った適正な報酬額等に改める必要があると判断したものであります。

なお、改定に当たっては、郡内の当町を除く 6 町村の報酬額等の平均値を基準とし、その実施時期を令和 6 年 4 月 1 日としております。

さて、ご指摘の特別職報酬等の改定に関する町民アンケートの実施であります。議員報酬及び特別職給料を改定する際には、町の条例の規定により、町内の公共的団体の代表者など 10 名で構成する特別職報酬等審議会を開催し、意見を聴かなければならないことになっておりますので、まさしく町民の声を聞くための組織であります。このたびの改定案につきましても、本年 1 月 30 日に審議会を開催いたしました。審議会からは改正の額及び時期とも妥当であるとの答申をいただいたことから、今般議案として提出したものであります。

議会議員の報酬及び特別職の給料は、一般職の職員と同様に、職務に対する対価であり、アンケートを実施して額を決めるものではなく、繰り返しになりますが、町の条例に基づき、審議会の開催という所要の手続を経た上で、その答申を踏まえて議会に提出するものと考えております。

次に、統合小学校建設に当たり町民アンケートを実施すべきとのご質問ですが、統合小学校建設に向けては、野辺地町統合小学校新築事業基本構想の策定に当たり、統合小学校新築事業検討委員会を令和 5 年 7 月に立ち上げ、これまで 9 回の検討委員会を開催し、協議、検討してきております。現在は、協議、検討してきた内容を取りまとめている段階でありまして、今月中には基本構想の答申があり、その後にパブリックコメントの期間を設ける予定としております。

統合小学校の建設については、これまで教育現場における児童の安全確保を第一に進めてきているところであり、改めてアンケートという形で行うものではなく、パブリックコメントにおいて町民の方々から広くご意見をいただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、私の政治姿勢であります町民とともに歩むまちづくりを崩すことなく、引き続き開かれた町政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） 昨年、町長と副町長の給料を職員の不祥事の責任を取って 10% 減額したというのは一体何だったのでしょうか。そんなことでは町民は納得するとは思えません。この上程された議案及び予算を議会が承認するということになれば、町民から直接苦情、苦言を言われるのは

議員なのです。議決するのは議員ですから、私たちが議員であるべきことから。町民ファーストを公約としている町長として、町民アンケート調査を実施すべきであると私は思います。審議会の住民の意見でなく、町民全体の、町長は町民の声を広く聴くという、その政治姿勢はうそなのですか。その辺、お答えください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

議員は役場職員を長く勤められて、課長職もなされました。ということで、役場の職については私よりも大変詳しいものだと思っておりますので、特別職の報酬等については条例で決めております特別職報酬等審議会を開催するというのが筋でございますので、それをさせていただいているということでございます。これが町民の代表の声を聞くということになると私は思います。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 町民の代表の意見を聞くのではなく、町民アンケートを取ったらいいいでしょう。前に役場の庁舎を新築するときに、町民アンケートを取ったでしょう。何だったのですか、あの町民アンケート。もう一回、改めて町民アンケートを取るよう強く要望します。町長、どうですか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 以前、役場庁舎についてアンケートを取ったことはございます。それは選挙においてお約束したことをやったということでございますので、それを実行したということでございます。このたびは、報酬を決めるには役場の決まりがあります。その条例にのっとって、粛々と今やらせていただいているということでございますので、アンケートを取る気はございません。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 去年の10月、町長の給料を減額した。職員の監督責任を取って給料を10%削減したというのは、町長は責任は取り終わって、もう私はきれいな体ですから何をやってもいいということですか。お答えください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） ご質問の趣旨が分かりません。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 町長、去年10%減額したのでしょうか、給料を去年の10月、11月。それは職員の不祥事の監督責任を取って、町長はその減額に踏み切ったのでしょうか。今これを元に戻すということは、その不祥事の責任はもう取ってしまいましたから、私はこれから給料を上げますと、そういう対応にしか見えません。こんなもので町民は納得しませんよ。もう一度お答えください。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） かつて減額をして、お支払いを申し上げました。それとこれとは全く別の話でございまして、役場の特別職報酬等審議会というものがございしますが、そこをお願いをしているということでございますので、かつて不祥事があったことの減額とは相入れない話だと思っております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） これ何回しゃべっても同じですね、町長。私は、町民の負託を受けて議員をやっています。審議会の委員の方は、町長の信任でなっているだけでしょう。私ら議員は、町民の負託を受けて議員になっているのです。その議員がもし認めれば、私は私の支持者から苦情を言われますよ、それは。「何だ、議員たち、町長の給料上がるのに、議員の報酬も上がるのではないか。そういうのを議員みんなが納得したのか」と言われます、絶対。町長の給料を決めるのは、私ら議員なのです。だから、町民みんなの意見を聞くために町民アンケートを取ってください、もう一回。そういう気はありませんと、そういう逃げているばかりでは駄目です。町民アンケートを取ってください。

○議長（岡山義廣君） 副町長、答弁。

○副町長（江刺家和夫君） 議員の報酬と特別職の給料の決め方にはルールがございまして、それは先ほど町長が説明したとおり、審議会を開いて、その答申を受けて議会に提案すると。あと、その議会に提案したものを議会が議決するか否決するか、それは議員の皆様の判断になると思います。その時点で町民の代表である議員の皆さんの判断、町民の判断があるものと受け止めております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 副町長が今言っていることは分かりますけれども、審議会を経ればいい、町長の給料は審議会を経ての提案である。提案するのは町長です。決めるのは私たち議員です。だから、私は何回も繰り返して言うのですけれども、議員が言われるのです、みんな。ここにいる全部の議員が言われます。今まで25%減額してきた。それを職員の不祥事が去年あったのの責任を取って10%減額したと。その責任は取ってしまったのだから、町長はもう給料を上げてもいいのだよという判断を議員がしたことになるのです。私らは、そういう町長の責任取り終わったから何をやってもいいのだ、10月に町長に無投票でまた再選されたから何やってもいいのだというふうな態度にしか思えません。もうちょっと真剣に、町民の声を広く聞くという1期目の当選したときの謙虚な態勢に戻って、もう一回町民アンケートを取るべきだと絶対思います。町長、もう一回、アンケート調査やってください。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 繰り返しになりますけれども、町民アンケートを取って決めるような

性質のものかとなると、そうではない制度になっております。我々は制度に基づいて手続を行って、その結果、駄目なのか、いいのかという結論はまた別にあると思います。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 元に戻って、審議会になぜ町長の給料を上げるのを諮問したのですか。その諮問した経緯を、さっき財政再建、平成15年からずっと給料をカットしてきた。それまでの町長が財政の破綻を、もう財政健全化団体になりかねない状況をつくってしまったと。それで平成15年から今まで削減してきた。今の野辺地町はもう十分潤っているのですか。平成15年の危機的状況は乗り越えて、今まさに悠々自適の町財政なのですか。そうではないでしょう。なぜ今なのですか。去年不祥事が2件も続いて、町長の給料の減額までして、なぜ今アップなのですか。その審議会に至った経緯をもう一回、副町長、どうぞ。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（山田勇一君） 先ほど町長から答弁いたしました。既に特例条例を設けて20年以上経過しております。最初は財政再建という目的はありましたが、達成した後も現状まだ特例条例措置が続いている状況です。

また報酬額についても、適正化を考える必要があるかと思えます。昨年の町長、副町長の給与減額については、職員の不祥事についての責任を取るといふことの減額でありましたが、このたびの改正につきましては、議員の皆様は町民の代表として選出され、議決機関としての町民の意思決定に重要な役割を果たしていること。一方、町長につきましては、当町の最高責任者として政策決定や予算編成などで重要かつ高度な判断が求められるとともに、町の執行機関全体を総括する立場で町政の執行に当たっていること。副町長につきましては、町長を補佐し、町長の職務を代行する役割とともに、各組織における事務執行の監督も担っていること。このように、議員及び特別職の果たすべき役割、責任は極めて重いものがありまして、そうした職務、職責にふさわしい適正な水準の報酬、給料が確保されることが必要であると考えました。

全国を見れば地方議会の担い手不足という問題も出ております。報酬の額も、議員立候補を考える一つの要素となりますので、議会の活性化を考える上でも報酬額の適正化は重要なものであると考えております。こうしたことから、特例条例については、ここでは区切りをつけ、議員及び特別職ともそれぞれの職務、職責に見合った適正な報酬、給料の額に見直す必要があると判断いたしまして、手続にのっとり報酬審議会に諮問したものであります。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 私は職員上がりですので、職員はいじめたくないの、分かりました。総務課長のしゃべるとおりだと思います。町長がこうやれと言えば、もうやるしかないのが職員の仕組みですから。これ納得していませんから。

次に、新統合小学校建設事業では、役場の建設工事より約何倍になる、これ3倍ぐらい、57億円という試算がされていますよね。これは5年後に完成して供用開始して、その5年後には小学校から中学校まで全て1クラスになるということが報告されております。その事実を町民に広く周知した後の町民アンケートを実施すべきと私は思いますけれども、それについてもどうですか、やる気はないのですか。町長、お答えください。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 今計画している統合小学校は、令和10年度の供用開始を目指しております。令和10年度にどれくらいの子供がいるかという推計をした際に、その後の数値も参考までにできる範囲で推計してみました。その結果、議員がおっしゃるとおり、どんどん子供さんが減っていきます。遅かれ早かれ、いずれは1学年1クラスになってまいります。

今回統合小学校建設を計画しているのは、何よりも子供たちの安全、安心を第一に考えて、耐力調査の予備調査を実施しましたところ、何回も説明していますが、危険な建物であると。町の姿勢として、子供たちに安全、安心な校舎で勉強していただくということを第一に考えまして進めているところであります。

規模については、令和10年度を目標に、例えばいずれは余裕教室もいろいろ生まれてくると思います。今検討委員会で検討している中では、いずれそういう余裕教室も生まれてくるということも考慮しながら、教室数とかというのでも検討の中に入れております。そういう形で既に進めておりまして、改めて町民にアンケート云々ということは考えていないところでございます。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今推計で57億円という情報を聞いたのですけれども、役場庁舎を建てるときの当初の予算が19億円でも町民アンケートを取ったのに、大体3倍のでも金額は関係ないと。もうどうしても建てるのだという姿勢しか見えないのですけれども、やっぱり公約で町民の声を広く聞くということには、どうしても町民アンケートは必要だと思いますけれども、町長、どうですか。これもやりませんか、アンケートは、

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

先ほど副町長が答弁したように、何よりも子供たちの安全第一でございますので、安全第一についてはアンケートはなじまないものと思っております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） もう何をしゃべっても駄目です。

終わります。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

◎動 議

〔「動議」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） 3 月 1 日に発生した役場庁舎工事現場での事故及び役場庁舎の工事に手直しをした件について、行政側からの説明を求める動議を提出いたします。

〔「反対」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ただいま 9 番、野坂 充君から行政報告を求める動議が提出されました。

この動議に賛成者はありますか。

〔「賛成です」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ありますので、動議は成立しました。

行政報告を求める動議を議題とします。

採決します。この採決は起立によって行いますので、賛成の議員は起立してください。

〔起立 5 人〕

○議長（岡山義廣君） 着席。

以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

行政報告を求める動議については、議長は否決と裁決します。

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日はこれで散会します。

（午後 3 時 2 4 分）